

平成26年第3回定例会議事日程（第3号）

平成26年9月19日（金）

午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

丸 谷 一 秋 議 員

若 山 征 洋 議 員

是 石 利 彦 議 員

山 本 定 生 議 員

是 石 直 哉 議 員

平成26年第3回吉富町議会定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日 平成26年9月19日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 9月19日 10時00分
 応 招 議 員 1 番 是石 直哉 6 番 丸谷 一秋
 2 番 山本 定生 7 番 今津 時長
 3 番 太田 文則 8 番 是石 利彦
 4 番 梅津 義信 9 番 若山 征洋
 5 番 横川 清一 10番 花畑 明
 不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	今富壽一郎	会計管理者	友田 博文
教 育 長	園田 陽一	住 民 課 長	瀬口 浩
総 務 課 長	江河 厚志	健康福祉課長	上西 裕
企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
税 務 課 長	峯本 安昭	上下水道課長	赤尾 肇一
教 務 課 長	田中 修		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	守口 英伸

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（花畑 明君） それでは、会議に先立ち議員及び執行部の皆さんに、議長よりお願いをいたします。発言は必ず議長の許可を得てから発言をされてください。また、不適當発言、不規則発言に御注意をいただき、有意義な会議でありますよう、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（花畑 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、是石直哉議員、山本定生議員の2名を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（花畑 明君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がございますの、質問を許します。質問は通告の内容に沿ってお願いをいたします。

また、質問の回数は、同一質問について3回を超えることができないようになっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから、質問者の質問時間は、答弁を含み50分以内ですので、時間内に終わるよう要点を簡潔明瞭に行い、また、答弁者につきましても、効率的な議事運営の御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。時間の経過は議場内に表示をされますので、消費時間を確認し、厳守をされてください。

1番、丸谷一秋議員。

○議員（6番 丸谷 一秋君） 6番、丸谷一秋です。通告に基づいて質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

1、子供の医療費助成の拡充について。

子供の医療費助成の拡充について、高校卒業までの医療を無料にできないかについて質問いたします。

町の子育て支援の一環として、医療費無料化の拡大をしてほしいと思います。児童福祉法第2条では、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を担うと規定しております。児童福祉法の対象は18歳未満です。高校卒業までの無料に取り組む考えはありませんか。お尋ねします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

御存じのとおり、平成20年4月から乳幼児医療、つまり就学前の乳幼児に対しまして、自己負担分全額を無料にしております。子ども医療費につきましては、町の単独事業で小学校から中学生までの児童を対象とし、医療費の自己負担を助成する制度となっております。児童福祉法第2条では、地方公共団体は児童の保護者とともに育成するようになっており、行政にすべての医療費を負担させるのはいかかなものかと思えます。確かに児童を扶養する親にとりましては、18歳までの医療費を無料することは、経済的な心配がなくなりますが、無料化は安易に医療機関を利用し、日ごろからの家庭内での健康管理をおろそかにするおそれがあります。

なお、今議会で御審議をいただいておりますが、平成25年度の子ども医療費対策費でございますが、決算額は900万円余りとなっております。推計でございますが、これを仮に無料化にいたしますと、約1,300万円ほどの支出が伴います。さらに、高校生まで無料化にすると、2,000万円強の予算が必要となります。毎年多大な財源をも必要といたしますので、国県からの恒久的財源の見通しが立った時点での検討をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 丸谷議員。

○議員（6番 丸谷 一秋君） 児童福祉法の対象、18歳未満ですが、本町では何名ほどおられますか。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

議員さん質問の子ども医療に関しましては、小中学生507名ほどいらっしゃいます。

以上です。（「議長、18歳未満は本町に何名いるかの答弁」と呼ぶ者あり）

○議長（花畑 明君） 不要な発言は控えてください。健康福祉課長、再度答弁を。——健康福祉課長、いつもですけども、こういったことが多いので、注意をして答弁をされてください。はい、再度、健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） はい、失礼しました。約1,100人余りでございます。失礼しました。

○議長（花畑 明君） 丸谷議員。

○議員（6番 丸谷 一秋君） また、近隣の市町村では、どこの町が実施しているのでしょうか。お尋ねします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

県内6市町村のうち、古賀市が小学1年生から高校生まで、入院のみの助成がっております。みやこ町では、高校生までの通院、入院の助成をしております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 丸谷議員、もう3回は過ぎています。

○議員（6番 丸谷 一秋君） 少子化対策や子ども大切にしている町であるという宣伝効果などを含めて考えれば、メリットが大変大きいと思います。本町の若者定住対策にも寄与するものと思いますので、ぜひ子育ての一環として取り組んでほしいと思います。町長の考えはいかがでしょうか。

○議長（花畑 明君） 丸谷議員、3回を過ぎ4回目になりますので、それは。

○議員（6番 丸谷 一秋君） あっ、そうですか。

○議長（花畑 明君） もし町長がよろしければ。こちらが認めればいいので、もし町長がよければ。いやいや、ルールにのっとってます、これは。そういうことですので、丸谷議員。

○議員（6番 丸谷 一秋君） はい、わかりました。

○議長（花畑 明君） 丸谷議員。

○議員（6番 丸谷 一秋君） 2、吉富巡回バスの運行と東部乗合タクシーについて。

巡回バスは交通弱者にとって非常に重要な交通手段であり、高齢者から、バス停の位置は悪く利用しにくいとの声を聞きます。体の弱い人が暮らしやすい町は町民全体で生活しやすい町だという共通認識です。買い物難民をなくすためには、住民が暮らしやすい町をつくるということが基本です。このバス停留所の位置を見直しはどうすればできるのか、お尋ねします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） お答えいたします。

①番と②番は、関連しますので、一緒にお答えしてよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、お答えをいたします。

平成13年の12月の25日に制定されました一般乗客旅客自動車運送事業の許可及び認可等の申請に関する審査基準がございまして、従来は吉富町バス対策協議会設置要綱によりまして、学識経験者、町民代表、町長が特に必要と認めた者、15名以内で組織されました協議会で検討した結果を陸運局に申請していましたが、平成18年の10月から道路運送法の一部が改正されて、自治体、乗合バス事業者、住民、関係者等、これは警察と道路管理者になりますけれども、こういった地域交通を検討する地域公共交通会議の仕組みが導入されております。地域の実情に応じましたバス運行の対応及び運賃、料金、事業計画などにつきましては、地方公共団体が主催者となりまして、地域の関係者による合意形成を図る場としまして位置づけられています。

吉富巡回バス、乗合タクシーの路線停留所が変更されることで、既存のタクシー、それからバ

事業者等の経営を圧迫することにもなりかねませんので、ルート変更は、そうした事業者の了解も必要とされております。

そういった関係から、町が正式にルートの変更などをしたいと考えた場合、関係機関との協議を整えまして、了承を得ないことには変更できないのが現状にあります。会議での合意を得まして、福岡陸運支局へ申請し、そこでの許可を得てから初めて新しい新路線にての運行が可能になります。

以上です。

○議長（花畑 明君） 丸谷議員。

○議員（6番 丸谷 一秋君） 東部乗合タクシーの調整ですね、上毛町との話し合いは行われたこと、そのことはありますか。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） お答えをいたします。

まず、以前御質問をいただきました際の町としての回答について、確認のために再度簡潔に申し上げたいと思います。

築上東部乗合タクシーを、まずゆめタウンのほうですね、ゆめタウンに停車できないかという前回の御質問に対しまして、本町としましては、協議に入る前段としまして、事務局であります上毛町の理解と同意が必要と考えられるという趣旨のお答えをいたしました。その上で、仮に同意を得たとしても、さまざまな問題が生じるため、現状のまま運行することが妥当であると考えているとお答えをさせていただいたところでございます。前回の回答を踏まえまして、その後の経過について御説明をいたします。

丸谷議員より、前回御質問をいただいた後、上毛町に対しまして、本町の議会一般質問におきまして、東部乗合タクシーをゆめタウンに停車することができないだろうかという御質問、御要望があった旨、そして、本町としてお答えをした内容につきまして、お伝えをいたしました。その内容を検討をいただき、後日上毛町としての考えをお聞きしましたところ、上毛町からの乗客は、主に吉富町の医療機関やスーパーなどを利用される目的で乗車されることが多い状況であるということでありまして、ゆめタウンの停車につきましては、以前お答えしたとおり、さまざまな問題点があります。そのため上毛町としては、現状でこれまでどおりの運行が妥当であると考えているというものでございました。こうした上毛町の考え方も踏まえ、町内の事業所を上毛町の方にも利用していただくという産業の活性化の面でも、また中津市を初めとした関係機関との良好な関係を続けるという面でも、本町としましては、前回お答えしましたとおり、まずゆめタウンに停車してほしいという乗客の方のお気持ちは十分理解できますけれども、現状どおり運行することが現時点では妥当ではないかというふうに考えております。

続きまして、中津市民病院まで築上東部乗合タクシーを運行してはどうかのお尋ねでございます。まず、根本的な問題としまして、市民病院へ向かうバスにつきましては、JR中津駅から先は民間で運行されているということがございます。そもそも現在多くの自治体が行き組んでおりますコミュニティバスの目的につきましては、路線バス等が走っていない交通不便地区における移動手段を確保するというところでございます。既に路線バスが走っている市民病院までバスを乗り入れること自体が、民間のバス事業者やタクシー事業者と競合しまして、民業圧迫の問題が生じます。当然そうした事業者からの同意の手続きなどが必要になるなど、実際には運行が大変難しいのが現実でございます。

また、仮に乗合タクシーを市民病院まで運行することができたとしても、1便の運行に大変時間がかかります。現在、1時間に1本という利用しやすい時刻表となっておりますけれども、これを例えば2時間に1本などに減便せざるを得ず、市民病院に用がない方にとっては、かえって不便になってしまいます。不便になれば、このバスを活用して、町内の施設などを利用していただいている現在の利用者も減らしてしまうことにもなりかねません。

なお、中津駅北口で豊前中津コミュニティバスか、南口で大交北部バスの市民病院行きに乗りかえなければなりませんけれども、市民病院まで行くことは可能でございます。市民病院まで直通のバスが運行できれば、病院を利用したい方にとっては、一番便利がいいということは言うまでもございませんけれども、行政は限りがある貴重な町の人的物的資源及び財源をその事業に使うことが、本町にとりまして、全ての住民にとって、どれだけ有益であるかを慎重に検討しなければなりませんので、町として要望があれば何でもやるというわけにはいきません。こうしたことから、市民病院までのバスの運行につきましては、現在のところは考えておりません。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 丸谷議員。

○議員（6番 丸谷 一秋君） 僕も何回かしたけど、いつも同じような答えですね。一部の高齢者の問題ではなく、将来必ず老いを迎えるみんなの問題です。身近にバス路線があることで、高齢者の外出機会が拡大し、地域活性化に貢献すると思います。地域の皆さんに喜ばれるという観点から考えてみると、誰が何を困り、どういう要望があるかを常に把握をすることと思います。今後なお一層こういうことを把握して考えてほしいと思います。次行きます。

ふるさと納税制度の活用状況と課題について。

ふるさと納税の制度開始から現在まで寄附金とお礼について、制度開始から現在までのふるさと納税の寄附金の件数と金額についてお尋ねします。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

このふるさと納税制度は、平成20年4月30日に公布された地方税法等の一部を改正する法律により、個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充される形で導入され、本町におきましても、平成20年10月1日に、ふるさと吉富まちづくり応援寄附条例及びふるさと吉富まちづくり応援基金条例を施行し、寄附の受け付けを現在行っております。

議員さんのおっしゃいました金額でございますが、これまでの寄附額ですが、平成20年度は、4名の方から計11万円でございます。21年度は、1名の方から1万円でございます。22年度は、1名の方から5万円でございます。23年度は、同じく1名の方から30万円でございます。24年度は、2名の方から計10万8,000円でございます。25年度は、2名の方から11万円でございます。この26年度の今現在でございますが、寄附者1名の方から6,000円の寄附をいただいております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 丸谷議員。

○議員（6番 丸谷 一秋君） 今、テレビ等でふるさと納税のお礼の品について、いろいろな番組で取り上げられていますが、町のPR、特産品のPRとして、全国の市町は積極的にPRをしています。本町は、このお礼の品さえない状況です。今後はこれらを見直して、お礼の品を差し上げて、町のPRの場として、地域の特産物のPRの場としても活用を検討してはどうでしょうか。お尋ねします。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

議員さんおっしゃいましたように、最近では新聞報道やテレビニュースで、ふるさと納税のお礼の品を工夫して寄附金が増加した、産業振興に効果があったとのニュース等が報じられ、ふるさと納税のお礼の特産品がお得だというようなテレビ番組の特集が組まれるなど、全国的に見ますと、寄附金の争奪戦になってるようでございます。

しかし、本町では、制度をつくりました当時から、寄附のおねだりになるようなことは行わないという方向で、町のホームページや「広報よしとみ」での周知を行っております。

あと、現在の寄附者なんですけど、近隣にお住いの方が多く、寄附者は年に1名か2名程度の状況が続いております。このお礼の品がなくても、このふるさと吉富を大切に思い、応援してくださる御意志のある方々に寄附をしていただくという、この考えにつきましては、ふるさと納税の趣旨から決して外れたものではないと考えてございます。

ですが、全国的な状況から見まして、本町も実施可能な効果的な取り組みにつきまして、研究する時期には来てるのかなというふうには感じてございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 丸谷議員。

○議員（6番 丸谷 一秋君） 町としては、お礼の品は何もしないということですね、はい。次行きます。

4、魅力あるまちづくり対策をどう考えているか。

今後の農業対策について、吉富町の農業は小規模で兼業農家が主となっているが、今後の農業対策についてお聞きします。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えさせていただきます。

今年度4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法の一部改正に基づき、本町の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の見直しを行ったところであります。見直しでは、本町に限らず、全国的に農業者の高齢化が進み、耕作放棄地や遊休地が増加傾向にある中で、耕作意欲を持った認定農業者や青年等新規就農者などの担い手を育成し、できるだけ多くの農地を集積させることをまず優先するべきだと考え、農地の面的集積率を50%から80%に向上を掲げ、効率的かつ安定的な農業経営の育成に努めていくことを目標と決定いたしました。

今後、農業者の高齢化がますます進むことが予想される中で、認定農業者や担い手の育成と担い手への農地の集積を進めていかなければなりません。高齢農業者や農家女性が、意欲を持って生き生きと働ける農業を推進することも重要であります。幸い本町では、耕作放棄地が5ヘクタール程度で推移しているのは、認定農業者や担い手の農地への集積が進んでいることが大きな要因であります。小規模農家や高齢農業者が耕作を継続することで、耕作放棄地増加の歯どめになっていることから、小規模農家や高齢農業者に、できるだけ長く耕作をしていただくことも考えなければなりません。

御存じのとおり、農業就業人口に対する高齢者や女性従事者の割合は依然高く、地域の振興作物と位置づけをしている特産品の生産やふれあい市での販売などは、高齢者や女性が重要な役割を担い、特に農家女性の活躍は、これからの農業振興に欠くことはできません。

しかしながら、今後の本町の農業を考えたときには、やはり小規模農家などの個別経営では、新たな展開が進みません。営農組織などの組織化により、本町農業発展の可能性が見えてくるのではないかと考えております。認定農業者にとっても、個別経営の範囲では目標とする農地の集積は進みません。地域が合意の上で農地を集積し、団地化することで生産性を高め、効率的な農業経営が可能になり、収益性の高い施設園芸農業等とあわせ、生産された農産物に付加価値をつける農業経営を推進することで、高齢者や女性労働力の雇用創出も期待されるのではないかと考えております。

認定農業者、担い手から高齢農業者、農家女性が同じ方向に向かって活動していくことで、魅力ある農業として結びつくのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 丸谷議員。

○議員（6番 丸谷 一秋君） 今年度の新規事業の現在までの状況についてお聞きします。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） はい、お答えします。

今年度、振興作物として種子、資材等を助成する事業を取り組みを開始しました。今年度の予定並びに実績としましては、スイートコーンが昨年よりも300平米ふえて2,300平米、タカナにつきましては、昨年と同様です。ブロッコリーにつきましては、昨年が7,900平米、今年度につきましては、予定が1万1,300平米、赤大根については、3,000平米がふえております。総計でいきますと、昨年と比較しますと、約2ヘクタールから2.3ヘクタールと、約3,000平米ほど振興作物の作付が増加の予定であります。

以上です。

○議長（花畑 明君） 丸谷議員。

○議員（6番 丸谷 一秋君） 界木の圃場整備計画の今後はどうなるのかが気になるのですが、平成25年からきょうまで、町と地元でどのような協議をしたのか、何回ぐらい協議をしたのか、具体的にお答え願います。地元が100%の同意がとれないと判断した場合は、計画を中止しなければならないと思うが、どうでしょうか。また、圃場整備計画の最終期限はいつごろと考えているのか、お尋ねします。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） はい、お答えします。

まず、地域との話し合いですが、生産組合長、それから、農業委員、圃場整備に賛成している方々とは、機会あるごとに圃場整備の推進については話をしております。具体的に回数については、会合を持ってでの話し合いというのは行ってはおりません。今後につきましては、まず農業者が今後の農業を考えたときに、圃場の整備を必要だという気持ちが高まらない限り、町としては積極的に推進をするということは考えておりませんが、今後、先ほど申し上げましたように、高齢者、それから、耕作放棄地等がふえていくことはもう確実に予想されます。そういった中で、20年後、30年後の農業を考えたときには、必ず圃場整備が必要なんだということを、今後も引き続き関係者には説明をし、理解を求めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 丸谷議員、お座りください。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 申しわけありません。期限についてですが、先ほど申し上げましたように、まず関係者の全員の総意によって圃場整備に取り組むべきだというふうに考えております。ですから、関係者、地権者の方には、積極的に圃場整備を進めようというふうに、今後引き続き協議を進めていきたいと考えておりますので、期限については、まだいつまでということはお答えちょっとできません。

以上です。

○議長（花畑 明君） 丸谷議員。

○議員（6番 丸谷 一秋君） 何もしない、今のままですね。次に行きます。

5、町有地の有効利用について。

小犬丸玄光院旧ゲートボール跡地は、以前の議会答弁では分譲にすると答えていましたが、いつごろからするのかお尋ねします。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

御質問の玄光院ゲートボール場の跡地についてでございますが、これにつきましては、本年3月の定例会で、丸谷議員さんからの御質問にもお答えさせていただいております。この旧玄光院ゲートボール場とグラウンドを含めまして、住宅用地として売却を検討いたしております。

売却の具体的な時期等につきましては、「現在、町内で進めております道路整備等の状況を見極めながら、今後決めていきたいと、そういうふうに考えております。」とお答えしておりました。現在、その状況は変わってはおりません。ただ現時点では、具体的な時期等の検討には至っていない状況でございます。今後、道路整備等の状況が整いまして、具体的な分譲計画の案なりがお示しできるようになりましたら、地元自治会の皆様への御説明等も行っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 丸谷議員。

○議員（6番 丸谷 一秋君） 次、旧吉富製薬延命社宅跡地の、その後の具体的な利用計画はどのように進んでいるのか、お尋ねします。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えさせていただきます。

町が旧吉富製薬延命社宅跡地を取得後、産業建設課へ行政財産として移管されました。道路用地及び多目的広場として管理し、平成25年度に一部外部道路の整備が完了したところであります。

跡地利用につきましては、多目的広場など広く町民が利用できる施設として今後検討をしてい

く予定でございます。ですから、現在のところ、まだ具体的には利用計画はお示しできる状況にはございません。

以上です。

○議長（花畑 明君） 丸谷議員。

○議員（6番 丸谷 一秋君） この問題は、やっぱり町の活性化につながる問題でございます。

やっぱりしっかりこれを計画を進めていただいて、頑張ってもらいたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

.....

○議長（花畑 明君） 若山征洋議員。

○議員（9番 若山 征洋君） 改めておはようございます。9番、若山です。

通告によりまして質問いたしますので、簡潔明快なる答弁をお願いいたします。

皆さん、御存じのとおり、最近の新聞報道によりますと、総務省が発表した人口推計で、2014年の65歳以上の高齢者は、昨年に比べて111万人増の3,296万人で、これは総人口に占める割合は25.9%、約30%であります。また、4人に1人が65歳以上となり、過去最高を更新となっております。また、75歳以上は、1,590万人で、8人に1人と発表されております。この前敬老の日に吉富町も敬老会があったんですが、吉富町は75歳以上が、男子で367名、女子で940名、合計の1,007名、もう1,000人を超えました。大変な高齢化時代となっております。

それで、一番お互いが心配されるのが認知症だと思います。この高齢化時代により、認知症の疑いがある行方不明者は年間に1万人を超えて、全国の患者数は、予備軍を入れると、これも新聞報道ですが、800万人とも言われております。このように高齢化が進むにつれ、認知症の発生率が高まる方向にあります。そこで、吉富町の認知症予防の取り組み状況と今後の課題についてお尋ねします。

まず、一つは、高齢化率が高くなると認知症の発生率も高くなる傾向にあるが、町民の認知症に対する意識は低いと思うが、今後の取り組みはどのように考えていますか。

二つ目、徘徊のおそれのある高齢者へのGPS発信器を貸し与えるといいますが、貸すことは考えておりませんか。

三つ目は、認知症家族支援の精神科医による公開講演会などの開催計画はありませんか。

四つ目は、これは吉富町の認知症該当推定者数はどれぐらいかはつかんでおりませんかという、以上の四つについて答弁願います。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

現在、国内における認知症高齢者でございますが、約439万人と言われております。国県においても、早期診断、早期対応、認知症への啓発を推進しているところでございます。吉富町では、今年度から他の自治体に先駆け、認知症の方がおいでの家族への支援の一環として、あいあいセンター内で専門医の御協力をいただき、毎月1回、今月は16日に行われております物忘れ相談会を開催しており、御希望がある場合、訪問による相談もしております。

また、随時保健師による来所訪問による相談業務もさせていただいております。今月は、世界アルツハイマー月間でもありますので、広報に認知症について掲載しておりますが、引き続き認知症に対する意識向上に努めてまいりたいと思います。

2番目の徘徊のおそれのある高齢者のGPS発信器の貸与のことでございます。本町では、今年度平成27年から29年度の、高齢者福祉施策の方向性を定めるため、吉富町高齢者福祉計画の作成作業を行っております。

策定に当たりまして、住民の方々の意向調査のため、在宅の要介護認定を受けてる方、また認定を受けてない方もあわせてアンケート調査を実施している最中でありまして、アンケート調査の項目の中で、認知症の不安があるかどうか、今後町に対してどういう取り組みをしてほしいかをお聞きしております。そのアンケートの調査をもとに、近隣自治体がGPSを試験的に導入することをお聞きしておりますので、導入をいたす自治体に状況をお聞きし、認知症のある高齢者の方への配慮と支援を検討させていただきたいと思っております。

なお、高齢者への安心・安全のため、本町では9月から吉富町高齢者等安心登録制度を開始しております。この制度は、万が一家族など行方不明になったとき、支援を希望する方のお名前、特徴、写真などの情報を事前に登録申請をいただきながら、早期発見に役立てるものでございます。

対象者といたしましては、65歳以上の方、障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳などの交付を受けてる方でございます。事前に登録しておくことで、不明者などの情報を関係機関に素早く確認でき、速やかに捜査を開始することができるかと考えております。

次に、認知症家族支援の精神科医による公開講演会等の開催の計画はという御質問でございますが、ことし2月にあいあいセンターで認知症についての専門医による講演会を開催しております。今のところ認知症家族支援のための講演会は開催しておりません。認知症をお持ちの家族の考えはさまざまございまして、第三者に知られたくないという方が大半でございます。町の物忘れ相談や医療機関での受診を促しますと、すんなり応じていただけないのが現状でございます。認知症家族支援のために、先ほど述べさせていただきました個別による毎月1回の物忘れ相談会を開催しておりますので、その中で家族が行政にどのような施策を望んでいるかを十分把握しながら、またこの件についての検討をさせていただきたいと思っております。

次に、吉富町の認知症該当者の数でございます。

認知症であるかどうかは、介護保険の要介護認定を受ける際の主治医意見書の中で、認知症高齢者自立度が基準とされております。この認知症高齢者自立度は1から6までございまして、一番重いのがMとなっております。自立度Ⅱのa以上の方が認知症ではないかと判断されております。認知症Ⅱのaでございますが、たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理がそれまでできたのに最近ミスが目立つ、こういう方でございます。症状や行動、意思疎通が困難と見られております。

その人数は、平成26年8月末現在で166名となっております。また、昨今、厚生労働省では自立度Ⅱのaより症状の軽い自立度Ⅰの判定を受けている方も認知症に含めるべきだと考えております。この考えに沿って自立度Ⅰからの人数を出しますと218名となっております。あくまでも推計でございますが、本町の高齢者は8月末で1,964名でございますので、約11%の方が認知症のおそれがある方だと考えられます。

なお、厚生労働省では全国65歳以上の高齢者の有病率、つまり認知症の率でございますが、15%と推計しておりますが、本町においてはそれより低目となっております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） 今、課長の答弁で他市町村に先駆けてという言葉が出てきましたが、私は決して先駆けているものではないと思います。私が調査した結果で、お隣の大分県の宇佐市とか豊後高田市では宇佐病院の専門医を呼んで、もう早くからやっております、またちょっと一番私がこれはと思ったのが、事例を申しますと津久見市です、大分県の。これは見守りと支え合いの地域づくりとしての活動が草の根レベルの住民参加に発展して、自治会報とか、町のよしみ広報とかを、手渡しで班長さんがやるようにしておるそうです。そして、そのときに高齢者の健康状態に気をつけて、あっこれはというふうにして、家族の方とかそういう方々にお伝えするようにしておるということで、非常に好評を得ているそうです。また、服装とか、話し方、特にごみを出すときの足取りとか、そういうものにお互いが、元気な方が気をつけて、早期の認知症対応が可能となったケースなどがあっております。

そういうことで、特に福岡県の大牟田市では、時々新聞に載る女性の方ですけれど、大牟田市は2001年から地域ぐるみで認知症ケアに取り組んでおり、また2003年から認知症の人を地域全体で支える組織の誕生ということにつながっております。また、2004年からは捜査模擬訓練を続け、安心して徘徊できるまちとして実践を重ねてきておるというふうな報道がなされております。

認知症に関しては、大体受診までに、新聞報道によりますと、9カ月半か10カ月ぐらいかか

るそうなんです、その原因は本人が病院に行きたがらないとか、年齢によるものだと思っておるとか、家族が本人になかなか受診を言い出せないとか、そういうことで診断を受けるまでに長い時間がかかっておるそうです。

それで、宇佐の豊岡先生、宇佐病院の、この先生によりますと、治療代、要するにお薬を、早期発見によりお薬を服用すれば、置き忘れがなくなったり、認知症の予防ができますよということをはっきりと講演で言っております。

そのようなことから、認知症は、私も70を過ぎていますから、間もなくと思うんですけど、うちの母ももう認知症になって約5年になります。それで、認知症はみんなが通る道という意識を持つことが出発点で、認知症の人が安心して暮らせるまちこそが全ての住民にとって住みよいまちになると思います。

そこで、いろいろな取り組みを今から進めていくと思いますが、進める以上は一時間でも一日でも早く認知症が発見できるように町民を挙げて努力するべきじゃないかと思います。今後も、高齢化時代を迎えての認知症に対する課題は多々ありますので、できる限り一步一步この認知症対策、対応を前進して、一人でも多くの方が早期発見によって治療が受けられるようにお互いが努力しなければならないと思います。

そこで、担当の課も大変でしょうけど、くどいようですが、この認知症は避けて通れないんです。どうか答弁だけでなく、思い切ったことを実践できるように頑張ってください。ぜひお願いします。計画性を持ってやってください。

今回、私もこれで、認知症だけの質問にしましたけど、これで質問を終わりますが、ひとつよろしくをお願いします。

以上です。

.....

○議長（花畑 明君） 暫時休憩といたします。再開は11時10分といたします。

午前10時54分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（花畑 明君） 休憩前に引き続き再開をいたします。

是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 是石です。通告に従って、議長の指示に従って進めたいと思います。

直江県営住宅の移転、建てかえ計画が進んでいると聞いております。既に地元説明会も行われたとも聞いております。県営住宅の建てかえは人口増にもつながる事業でありまして、本町にと

っても重要な事業と考えます。

そこで、まず、移転建てかえの経緯と根拠、そして今後の予定について県からどのような報告がなされているのかをお尋ねいたします。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

この直江の県営住宅につきましては、昭和37年の建設から築50年以上が経過し、老朽化が進んでおります。

福岡県では昭和30年代、40年代に建設した県営住宅の建てかえが進められておりまして、直江の住宅につきましても建てかえの時期となっております。

しかしながら、土地の形状等の問題から同じ土地での建てかえが困難とのことで、県の要請に基づき町が建設の建てかえの用地として幾つかの候補地を紹介いたしました。その結果、旧橋畔クラブ跡地が適地と選定され、面積の関係上、これに隣接する農地——田んぼですが、これを買収した上で建てかえを計画したいので協力をとの依頼がありました。

その後、同地での建てかえが可能かどうかも含めた具体的な検討や調整が行われ、本年6月25日付の県の公文書にて、建てかえに関する基本的な方針を定めた基本協定を町と締結したいとの要請があったところでございます。

これを受けまして本町では、基本協定案の内容を精査し、協定を締結して県に協力する方針を固め、7月3日の議会全員協議会で御説明させていただいた上で、県と基本協定を締結いたしました。協定締結後、県により直江団地入居者への説明会や個別面談が行われたようでございます。

それから、7月25日には、周辺住民や地元農業関係者の皆様方を対象とした説明会を開催いたしました。説明会には周辺住民、土地改良区理事、農業委員会の方々など合計12名の御参加をいただき、特段の反対意見等もなく終了いたしました。

また並行しまして、建てかえ用地となる旧橋畔クラブに隣接する農地、田ですね——の所有者とも交渉を行いまして、事業に御協力をいただけるとの御回答をいただきました。この農地は農業振興地域内にありますので、農地に隣接する土地の所有者の方々の御承諾もいただいた上で、地権者から農振除外の申請を行っていただいた状況でございます。

今後の予定ということですが、それにつきましては、この農振除外の手続終了後、農地転用の許可申請を行い、許可後に町がこの用地の買収を行います。用地取得後、町において建設用地の一次造成を行った後、県が保有する直江住宅、直江の県営住宅の土地と等価交換を行いまして、県による本格的な建設工事に入る予定でございます。現在のところ、平成29年度の入居開始を目指して事業が進められておる状況でございます。

この事業自体は県が実施するわけですが、町といたしましては今後も近隣住民や地元自治会の

御協力、御理解をいただきながら、現在老朽化した直江県営団地にお住まいの住民の皆さんのためにも、この事業を円滑に進めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方におかれましても御理解と御協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願ひ申し上げるものでございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） もう一つ、この県営住宅移転計画について県からもしくは町から、町議会に対して説明の場を設けていただけるのか。もし設けていただけるなら、どのような形で設けていただけるのかお尋ねいたします。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 先ほども申しましたが、この県営住宅の建てかえ事業につきましては、県のほうから基本協定の案が届いた、その後協定を結ぶわけですが、7月3日でしたか議会全員協議会のほうで御説明をさせていただきました。

それと今回、それからの経過報告ということで9月の頭でしたか、2日でしたか、議会全員協議会にも説明をさせていただいております。今後経過等状況が、その時々動きがございましたら、基本的には議会のほうに全協なりで報告はしたいというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 説明会ですが、直江地区でも説明会の開催は設けたんでしょうか。入居者の方々と個別のお話し合いは県がしたという今説明だったと思いますが、直江地区で県営住宅にお住まいの方は、もう既に地区の方々ともきずなもできて仲のいい関係を保っていると聞いております。豊前市のほうに県営住宅が建てられた中、そちらのほうに移っていかれた方もおられると聞いておりますが、今残った方々は、吉富がいい、直江がいいということで、そこにおられると聞き及んでおりますが。

あわせて、地区の住民の方々、入居者以外の方々、跡地のどのような広さで、どのような開発をするのかという意見交換といいますか説明会を設けることは可能でしょうか。お願いします。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 今現在の直江県営住宅ですか——につきましては、現在県営住宅課のほうで今お住まいの方に対しての新しいところでの入居、入居といいますか計画がありますよということの説明会、それと、そうなった場合にそこにお住みになりますかということの個別面談等は進めてるようでございます。

ただ、その地区、直江自治会ですね。自治会のほうには正式な形で県のほうからのお話は今現在はまだないと思いますが、この前ですか、県が県営直江住宅の測量、今の現在の測量です

ね——をやってまして、その関係で周辺にお住まいの土地をお持ちの方に対しては、こういったことで測量をやってるんですというようなことの説明等もしておるようでございます。まだ正式な形での県からの直江の自治会へのお話はないかと思われま。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） もう、そこは等価交換で町のものになるというんですね。町のものになりましたらば、そこをどのような計画で跡地をするかというような計画、概要でもつくらなならんだろうと思うんですが、その場で地元の方とか有識者とのそういう協議を持つんでしょいか、持たないんでしょいか。いつごろ持つかとか、そういうことをちょっともう一度お願いします。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） ただいまの質問は、2番目の県営住宅の跡地利用をお尋ねしますということの回答ということでよろしいんですかね。

○議員（8番 是石 利彦君） はい。

○企画財政課長（奥田 健一君） はい。それでは、お答えいたします。

福岡県と本町との間で締結いたしました基本協定書に基づきまして、県営の住宅建てかえ後の現直江団地につきましては、福岡県が住宅を解体して更地とした後に正式に町が譲り受けて利用できる形、計画となっております。

この直江住宅の跡地につきましては、現在のところ現時点ではどのように利用していくかは、まだ決めてございません。跡地の利用につきましては、土地の面積や形状、地域の特性や周辺環境、今後の社会情勢や住民ニーズ、その他諸般の事情を総合的に勘案いたしまして、本町にとって最善な活用ができるようしっかりと検討してまいりたいと考えております。

いずれにしても、跡地の利用計画は現在進めております建てかえ事業が無事に完了することが大前提でございますので、まずは事業を円滑に進めることに集中してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 是石議員、質疑の仕方が1と2が織り交ざったような形になっているようにも捉えられますので、まず①と書いてありますから①に特化して、②に入るなら②に入りますというような形のほうが。私どもも聞きづらいし……

○議員（8番 是石 利彦君） 聞きづらい、私が。

○議長（花畑 明君） 答弁者も何となく、どうなのかと思って。

○議員（8番 是石 利彦君） ああ、いや、最後。この件はもう最後です。

今、中期吉富町総合計画の中に立ち上げるという話がありましたので、ぜひともそういう中でも折り込んでいただければいいと思います。

次、行きます。防災について。

ことし8月20日の未明、広島市で発生した豪雨で大規模土砂災害による多大な被害に見舞われた地区の皆さん、死亡された方々の御冥福をお祈りするとともに被害に遭われた方々にお見舞い申し上げます。一日も早い復旧、復興に向けて、行政、議会と関係者のより一層の御尽力を受託したいと祈るばかりであります。

近年、特に記録的豪雨による土砂災害がクローズアップされております。土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域等安全避難基準、避難行動など安全対策がメディアで報道されております。これらの豪雨災害、土砂災害状況を見て、吉富町防災・減災対策において学ぶべきことは何かございましたかお尋ねします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） お答えいたします。

今回の広島市土砂災害の被害状況に吉富町防災・減災対策において学ぶべきことは何かという質問でございます。

広島市の土砂災害は、15年前にも同じような土砂災害が発生していたため、ある程度予想はできたはずでございますけれども、実情は土砂災害警戒区域の指定作業のおくれなどが原因で、被災箇所付近の住民に対しまして土砂災害の危険性が十分周知できなかったため、今回のような災害につながったと言われております。

吉富町におきまして、平成25年の11月に福岡県の調査に基づき土砂災害警戒区域が指定されております。

平成25年9月には土砂災害警戒区域及びその周辺にお住まいの方々を対象とした説明会や防災マップ、広報、ホームページといった広報媒体で周知を行ってまいりました。8月20日の広島土砂災害を受けまして、次回の広報10月号で改めて周知を行う予定でございます。

今後はさらに土砂災害区域等を明示した現地表示看板の設置を進めてまいりたいというふうに思います。設置場所につきましては、土砂災害警戒区域のエリアであります鈴熊山公園、天仲寺公園、幸子古の一部など候補として考えております。

これにつきましては、近隣に住む方が、普段から土砂災害警戒箇所の存在を把握していただき、災害時に円滑かつ正確な避難行動がとれますようにすることを目的としております。

また、鈴熊寺や天仲寺山などにつきましては観光地でもありますので、訪問する不特定多数の方に対しまして現地に看板を設置することで、安全な観光の推進にもつなげられるといった意図もございます。

このように危険な箇所をあらかじめ知ってもらうことで、防災・減災につながればというふうに思います。当該地区の自主防災組織の方々にも避難誘導の方法や避難経路の確認など普段から備えを行っていただくように啓発をしまして、自助・共助・公助の連携をより強固なものにしていければなというふうに考えております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 今15年ほど前に広島、現場のところで30名の犠牲が出たということで、それによって新しい警戒区域、特別警戒区域というようなものが指定されて一連の流れとなって。現在吉富町でも天仲山、言われた鈴熊山にもそういう地区の指定があつて、地区の方々に説明会もありました。私もそれに参加した覚えがあります。

まず、吉富町では、土砂崩れというの、その3カ所か4カ所なんですけど、ほとんど雨水対策が大事じゃないかなと思うんですが、その点は共有というか同じような考えだろうと思うんですね。

雨に対する備えをどのように行政が情報を地区の方々に出すかということが、今回の広島でも起こったと聞いております。いろんなメディアの検証を読みますと、非常に難しかったことあるですね。雨は19日はそんなに降ってなかったそうですね。20日の未明になって急に降り始めたということで、そこで避難勧告を出すのが実際おくれたわけですね。第一報で子供さんが土砂の中に埋まって、助けてくださいという救いの一報が消防に入ったのが勧告が出る前だったと聞いております。なかなか悲惨な結果になりましたので、非常に広島市も苦しんでおるし苦慮したところだろうと思います。

まず、私が今考えたところによると、こういうときにどのように吉富町では、何がまず大事にして、今課長言われたような通り一遍のことじゃなくて、まずはどういうことをするかとか自主防災組織の方々をお願いするわけですね。どういうふうに情報を提供をするようになったらいいですか。自主防災組織の方々が自主的に活動できるようにするためには、今模索しながら構築していく途中だろうと思うんですが、この広島のことを考えた場合に、より鮮明に何か浮かぶんじゃないかなと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） お答えいたします。

まず、一番大切なのは気象情報だというふうに思います。気象情報を参考にしまして、早め、早めの対策を役場と役場の災害対策本部として、住民の方々にお知らせできる体制を整えていきたいというふうに考えております。

特に今、失敗を恐れて勧告がなかなか出しづらい、あるいは真夜中で勧告を出してもかえって危ないんじゃないかというふうなことが多々ありますので、幾ら真夜中でも役場としては危ない

ときには時間を関係なく、早め、早めの対応で連絡しますよということを、あらかじめ町民の方あるいは自主防災組織の方にもお伝えをしまして、まずは早目の対応をということで取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 役場がすべきことは幾らでもあると思うんですが、今は役場の考え方は自主防災組織の方々に全部お任せで、ぜひ皆さんでいろんなところでお考えになってやってくれというような、そんなふうに見えるんですね。

例えば、この吉富町というところは、両側に川がありまして、川の氾濫というのが一番心配されてるわけですね。いろんなところで町長にも要望があったかと思いますが、仮に佐井川の水の増加ぐあいがあるように、可視化できるような対策ということを要望されたと思うんですが、いまだにされておられません。その辺は何とか早急にできないでしょうか。

自主防災の方々もそれを見ながら、早めにそういう方々に準備しましょうと。それがもっと言えば勧告とかそういうものが出る前に、もうとりあえずは一定のところに避難をしていただくと。早め、早めの行動がとれるんじゃないかなと思います。今言った水量というんですか、河川の水位の可視化に向けていかがでしょうか。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えします。

佐井川の可視化ということですが、県の県土整備事務所にはそこらへんの住民の声があるということで要望はいたしました。ただ県は、増水したときに水位の状況を確認することによって災害に巻き込まれることを一番懸念しております。

ですから、町の災害対策本部、また産業建設課、当課のほうが現地を確認し、避難等が必要な場合には防災無線を通じて避難を呼びかけるということで。県としては現在のところ、佐井川橋等に水位等の表示をするということは考えてないという回答をいただいております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 仮に町道にかかるとる橋は、町の管理とお聞きしております。その橋脚というんですか、そういうところに何らかのそういうことが可能じゃないかなと思うんですが、答えはいいんですが、そういうことも考えて早急にやっていただきたい。

いいですか、自主防災の方々にお任せするんでは。お任せするんならば、自分たちで判断したいというんですよ。いろんなところでそんな話を私も聞きます。ですから、ぜひともそういうことを善処できるようにお願いしたいと思います。

それから、広島では勧告は出せなかったんですが、前の晩から……

○議長（花畑 明君） 是石さん、同じ質問でも3回は超えていますよ。

○議員（8番 是石 利彦君） 質問じゃないですよ。私の意見です。

○議長（花畑 明君） 意見ですか。

○議員（8番 是石 利彦君） いいでしょ。いいでしょ。

○議長（花畑 明君） どうぞ。

○議員（8番 是石 利彦君） そういうときに広島の担当は、メールで送ったと書いております。

前後3回、2回で防災メールを通じて大雨や土砂災害の注意を喚起したと言っております。しかしながら、それを見て行動起こした人がいたんでしょうか、多分いなかったんでしょうかと思いません。

ですから、この場合と吉富の場合とちょっと感じが違うと思いますが、情報はたくさんあるほうがいいと思いますね。吉富町には防災メールが届かないデッドゾーンというんですか、そういうところがあるわけですが。それもあわせて改良、改善していただきたいと思います。これはもう要望だけにしときましょう。

○議長（花畑 明君） 是石さん、是石議員。ですから、そういうときに前もって、これはちょっと意見を言わしてくれというふうにおっしゃっていただけたら進行上、私ども……

○議員（8番 是石 利彦君） どんどん時間が過ぎてます。

○議長（花畑 明君） だから、その一言言えば、要らないことを言わなくていいわけです。

○議員（8番 是石 利彦君） 延ばしていただけますか。

○議長（花畑 明君） どうぞ、お願いします。

○議員（8番 是石 利彦君） ありがとうございます。

それから、避難のタイミングというんですか、それをタイミング逃さないように、いろんな手だてを準備するということが大事だろうと思います。

ちょっと観点を変えます。河川の水位というものはどうなんですか、河川水位で今言った可視化をお願いしたんですが、河川があふれた場合、御町内に5.6平方キロという狭いところですが、おおむねここにも防災マップのパンフレットありますが、この中に洪水ハザードマップがあります。これにも示されておりますが、JR日豊線が横断しておりますが、その北側が水が浸かると、多少深い、浅いはあるだろうと思うんですが。

その場合ライフライン、例えばライフラインでいろいろあるんでしょうが、水道、下水道、電気、そういったものが、例えば冠水した地区の方はトイレちゅうのはなかなか難しいかもしれませんが、そういう方々も小学校、フォーユー会館、今言ったJRから南側のそういう避難場所に避難されるわけですね。そこで水とかトイレとかそういうものが、そうなったとき使えるかど

うかちょっと心配なんで、その辺を担当お願いいたします。

○議長（花畑 明君） 上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） ええ……

○議長（花畑 明君） 手短で結構ですから。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） 冠水等で下水道施設が使用できなくなった場合ということで答弁させていただきます。

本町の下水道におきましては自然流下式でございますので、汚水が各家庭から排水されますと、全て一応中継ポンプ場のほうへ流入いたしまして、それから圧送で終末処理場のほうへ送られて処理をされてるところでございますが。

その施設につきましては処理するOD槽というのがございまして、そのOD槽の中で分解されて放流されているわけでございますが、そのOD槽の容量が本町におきましては2,000立米確保しているところでございまして、現在日当たり300立米程度の汚水の流入でございまして、単純計算いたしますと7日程度は自然流下で受け入れの容量のスペースはあるということでございます。

また、一時的には管内の貯留も可能でございますので、問題はないものと判断しております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） ちょっと待ってください。是石議員、先ほどから質疑をして、途中で意見を言われて、今度は観点をになって、時間がないちゅうことで、またまた質疑に入った。それで既にもう3回を超えてるんですよ。

ですから、要点をまとめて……

○議員（8番 是石 利彦君） まとめて……

○議長（花畑 明君） してない。

○議員（8番 是石 利彦君） してない。

○議長（花畑 明君） はい。非常にわかりにくいので……

○議員（8番 是石 利彦君） わかりにくい。

○議長（花畑 明君） それを注意をして続けてください。

○議員（8番 是石 利彦君） 防災の減災について……

○議長（花畑 明君） 是石議員、ちょっと真摯に聞いてください。

○議員（8番 是石 利彦君） 真摯に、はい。

○議長（花畑 明君） よろしく申し上げます。もう既に3回超えてますので、今ので4回目でしたので。

○議員（8番 是石 利彦君） ②、②ですか。はい、わかりました。

じゃ、なかなかうまくいきませんが、③ですか。

○議長（花畑 明君） うまくいかんのはこっちです。（笑声）

○議員（8番 是石 利彦君） ②、ちょっと待ちや。（「②、2番の2」と呼ぶ者あり）あ、ごめんなさい。

○議長（花畑 明君） 2番の2ですね。

○議員（8番 是石 利彦君） 防災対策の2番ですね、ごめんなさい。防災と空き家対策についてお尋ねしますと。

これは管内に空き家がたくさんありまして、目に余る空き家もあるわけです。防災という観点から台風とか暴風雨とかあったときに、瓦とか家の資材が飛ぶ可能性もあるんだらうと思うんですが、それについての対策を何か考えておりますか。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） お答えいたします。

人口の減少あるいは高齢化、また地方の過疎化などによりまして、全国的に議員さん言われていますように空き家がふえており、大きな社会問題となっております。

本町では、ちょっと古いデータなんですけども、平成21年度に実態調査を行った結果、空き家と思われる家屋が79件ございました。その後も空き家につきましては、さらにふえているものというふうに考えております。

空き家がふえても、適正に管理をされていけば特には問題はないのですけれども、中には管理が行き届かずに、議員さん言われましたように廃屋化したものが結構見受けられているわけです。

このように廃屋化した空き家は、台風や地震などの災害が発生すると、倒壊や瓦、外壁の落下の危険性がありまして、周辺の家屋に損害を及ぼしたり、避難行動の際に支障を来すということが懸念されております。しかし、空き家につきましては、あくまでも個人の財産でありますので行政が手をつけることができず、対応に苦慮しているところでございます。

このような中、国の動きとしまして空き家等対策の推進に関する特別措置法案が、ことしの秋の臨時国会に議員立法で提出される見込みでございます。その内容につきましては、市町村が空き家の所有者を把握するため、固定資産税の情報を利用できるようにすること。利用することや、敷地内での立ち入り検査、また倒壊のおそれなどがある空き家を特定空き家と指定しまして、所有者に撤去や修繕を命令できる権限を与え、なおその命令に従わない場合は、市町村による強制撤去も可能とする内容となっております。

また、撤去に伴う費用が高額なことや家屋を解体して更地にしますと、住宅が建つ敷地の固定資産税が200平米までは6分の1、200平米を超える部分につきましては3分の1に軽減される措置が受け入れられなくなる点も問題となっております、これに対応するため国あるいは

県による市町村の空き家対策への費用補助や地方交付税の拡充、税制上の措置を講じることが現在検討されているみたいでございます。

本町におきましても、この法案が成立した場合には、その法に従って適切に処理していきたいというふうに考えております。

なお、現在でも廃屋化した家屋への町の対策、対応としまして、老朽化による屋根材等の飛散、雑草あるいは樹木の放置により周辺に迷惑をかけている場合につきましては、所有者を調査しまして修繕や草刈りなどの依頼をしております。これによりまして改善されたケースも多くございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 法令ができそうだということで、できましたらば、いい対策をとっていただきたいと思います。

次に行きます。吉富駅前周辺管理について。

J Rからの駅員派遣の吉富駅撤退を受けて、町は吉富町商工会に管理委託をいたしました。委託契約内容についてお尋ねいたします。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

商工会との契約内容につきましては、日常清掃業務、定期清掃業務、施設管理業務、機械設備等点検業務としております。

特に毎日午前、午後の通学、通勤時間帯には必ず常駐し、児童や生徒、駅利用者の安全に特に注意を払うこと。周辺の清掃業務や設置している機械設備、施設等に不具合があった場合は速やかに町のほうに報告することを委託の主な内容としております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 簡単に言いますと、吉富駅駅舎は町の所有でありまして、その管理を吉富商工会にお願いすると。並びに周辺の駐車場も含めて清掃業務をするということでしたね、はい。

ちょっとお聞きします。中の機材とかあそこにまだ自動販売機が残っておりますが、それはJ Rの所有というか契約のままだろうと思います。それについてせつかくうちが、吉富町が管理するので、契約の見直しというか、自動販売機の契約見直しが可能なかどうか、その点お聞きします。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 自動販売機の件ですが、委員会でもお答えしましたように、J R リテールが自動販売機を設置しております。7月をもってJ Rが撤退したのですが、駅利用者にとっては自販機があることによって大変ありがたいというお声もいただいております。

また、そういった関係から現在は移行期間とし、J Rとは今後自販機の設置についてはJ Rのみならず他の民間の販売等々と参入に向けて協議を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 駅舎のあれは何というんですか部屋がありますね、貸される部屋がありました、その管理もされているんだろうと思いますが、駅舎全体の使用が変えることも可能なんですか。例えばそこに商工会がいろいろこういう使い方をしたいとかいうことも協議の上でしようか、そういうことも可能なんですか。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えします。

商工会がふるさとセンターについて今とは違う、また積極的な利用等を検討していただき、そういった計画書を出していただければ、その内容について精査し、吉富駅ふるさとセンターのさらなる活性化になるのであれば、積極的にそういったこともぜひお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 次、行きます。駅付近の治安ですね、治安について安全対策など把握されているのでしょうか。例えば御婦人、女子学生等の駅利用者の不安の声を聞いております。吉富町の玄関です。明るい住みよい吉富町のシンボリック駅前周辺をするために工夫していただきたいわけですが、今の治安の安全対策について何か報告を受けていますか。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 質問の通告では事件等の報告はなかったかということですので、安全対策等については特に町としてはとってはおりません。

○議員（8番 是石 利彦君） 報告はなかった。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 安全対策に……

○議員（8番 是石 利彦君） いや、そうじゃない、事件等に。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 事件等につきましては、委託後1カ月半を経過した時点で、自転車の盗難が2件あったと報告がありました。それにつきましては、被害者が2件とも警察のほうに被害届を出したというふうに報告を受けております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） わかりました。あそこに治安対策として防犯カメラの設置がされております。防犯カメラの利用がないことを祈るばかりです。

次に、警察官立寄り所の看板はあるんですが、実際にパトロールカーが、パトカーが立寄れるようにしてほしいという声に答えてポリスボックス等の設置ができないかお尋ねいたします。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

まずポリスボックスの設置につきましては、駅の整備計画の中で町内の住民の方にたくさんの意見をいただきました。その中でポリスボックス等の設置の要望もございました。ただ、たくさんの方々の意見を聞きながら駅前の周辺整備を行った結果、そういった御要望にはお応えできませんでした。

ただ、現在JRが駅長室で使っていた部屋につきましては、現在商工会のほうがそこに、その施設の中を利用しております。その施設につきましては、警察の方がそこで立ち寄る、またはそこを利用されることにつきましては、駅周辺の防犯上の抑止効果となりますので、ぜひそこには詰所を使っただけでも結構ですというふうな考えを持っております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） ありがとうございます。時間が少なくなりましたが、次に行きます。議員発議について。

議員発議について、町長はどのように受けとめているのかお尋ねします、と書いてあります。例を挙げて言いますと、平成26年3月のことですが、一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議というものを議会が出しております。老人福祉センター改修工事についての附帯決議でございましたが、これについて内容は老人福祉センターの改修についての附帯決議でありました。それについて答えがこのままありません。附帯決議を尊重することが求められるんだらうと思うんですが、発議の尊重について町長はどのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 私のほうで先にお答えをさせていただきます。

町執行部に対します議員発議につきましては、この議会構成になってから、平成23年に1件、それから平成25年に2件、それから平成26年に3件が提出され、いずれも可決をされております。

地方自治制度は、議会議員と首長とともに住民の直接選挙で選ぶ二元代表制をとっております。

二元代表制度におきまして、議会は首長と対等な機関として相互に抑制と均衡によって緊張関係を保ちながら、自治体の運営の基本的な方針を議決し、その執行を監視し評価するものであると認識しております。

しかしながら、地方自治法では議会の提案権は制限されており、議会及び議員の政策形成の関与については議員の首長への要望活動、本会議、委員会において首長に対する提言、質疑、意見書、決議による議会意思の表明、さらには議案の修正、否決、議員提出条例の制定が主なものになっております。

このように議員発議は、議会及び議員の政策形成への関与の手段であります。議員発議は法的な強制力はありませんけれども、議決されました議員発議につきましては、首長はその趣旨に従って施策を講じることを検討する必要があるかというふうに考えております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 大変時間のロスをしまして済みません。

議会は、地方公共団体の意思決定機関であります。皆さん、御存じのとおりであります。我々が全員で議決した発議は議会の意思であります。それを町長が尊重していただくことは同じ町の運営の中でとるべき立場だろうと思うんです。もちろん町長には拒否権というものがありますが、我々には議決権というものがありますので。

そこで今言われたように……

○議長（花畑 明君） もういいですか。

○議員（8番 是石 利彦君） 抑制と均衡によって、いずれかの独善とか専行を防止するための我々議会があるわけですから。ぜひとも議会の考えを町長も受け入れて歩み寄っていただきたい。全くそういうことがなかったことで、こういう質問をいたしました。

大変時間の使い方がまずかって申しわけありません。

○議長（花畑 明君） いいですか。

○議員（8番 是石 利彦君） 何かありますか、町長。（笑声）

.....

○議長（花畑 明君） 暫時休憩をいたします。再開は13時といたします。

午後0時02分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（花畑 明君） それでは、休憩前に引き続き、再開をいたします。

暫時休憩をいたします。再開は午後1時5分といたします。

午後 1 時00分休憩

.....

○事務局長（奥頓 厚志君） 休憩中ではございますが、議員並びに執行部の皆さんにお伝えします。花畑議長が体調不良でちょっと議長業務を務めることが困難ということで、副議長のほうにこの議長席のほうで議事進行をしていただくようになりますので、副議長、議長席のほうによりしくをお願いします。

.....

午後 1 時05分再開

○副議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

花畑議長が体調がちょっと思わしくないので、かわりに議長を務めさせていただきます。議事進行に御協力をお願いします。

山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本、一般質問を行います。議長、いらっしゃいませんので副議長ですので、簡潔明瞭に頑張っていきたいと思いますが、またいつものように暴走するときは、おいさめくださいませ。

2番、山本、あえてこの時期に、改めて国、そして地方自治体である町の未来と根幹にかかわる教育委員会と教育行政について質問をいたします。これからの国、町を担う子供たちへ、胸を張り、方向性を示すべき立場を十分理解して、簡潔明瞭、そして責任を持った答弁をお願いいたします。

1、生徒の問題行動について、1、生徒間で起きた暴力行為についてお聞きします。

○副議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） お答えいたします。

生徒指導にかかわる点から吉富小学校の児童を見たときに、現状は落ち着いた状態であり、子供たちへの規律、ルール徹底、規範意識の醸成が図られてきていると思っております。

しかし、遊びの中では自分本位となり、トラブルになることもあります。そのときは友達や教師、保護者と連携を図りながら、その都度、解決してきております。ここしばらくは大きな児童の暴力行為はなかったわけでございますが、6月の中旬にちょっとしたトラブルから、上学年の男子が同じクラスの女子の顔を手で殴るという事件がありました。念のため病院に連れていきましたが、腫れもなく、異常はありませんでした。その後、担任教師の指導のもと、加害児童及び保護者が被害児童及び保護者へきちんと謝罪し、解決したと聞いております。

以上のような事件があったわけでございますが、学校では常日ごろから児童の暴力に対する問題行動について、次のような取り組みを行っております。大きく2点ございます。

まず1点は、暴力に対する指導体制の確立でございます。暴力はいかなる理由からも認められないし、絶対に許されない行為であるという共通認識に基づき、生徒指導推進委員会を中心として、校長のリーダーシップにより教職員の協力体制を整えて、教職員が暴力行為に協同して対処していくようにしております。

2点目でございますが、暴力行為が発生した場合の対応についてでございます。5点ほどございます。1点目は、緊急性や軽重などを判断した迅速な対応でございます。2点目が、当事者への対応と援助、周囲への指導でございます。3点目が正確な事実関係の確認、4点目が対応策の周知ということで、担任の家庭訪問などによる指導の実施とか、緊急の場合は、職員招集を行って対応策の協議を行っております。最後の5点目は、保護者、それから教育委員会との連携でございます。保護者との連携による被害者の心のケアや加害者への指導、それから教育委員会との連携によるスクールカウンセラー等による被害者や関係した児童の心のケアや加害者への指導の実施、以上が暴力行為が発生した場合の対応として考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今るる説明を受けました。けがや治療など必要な件、必要な例、暴力以外でですね、学校内で起きた、けがや治療が必要な例は何件あったのか、緊急搬送やタクシーで送ったことなどあれば、その内容についてちょっとお聞きします。

○副議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 学校のほうにけがとか暴力といいましょうか、そういうことで上がったのが2件あります。ほかにつきましては、けが等は小さいのはるるあろうかと思いますが、校長の考えは、どんな小さなけがでもできるだけ、ほとんどですね、病院に連れていくと、そういうスタンスで対応はしております。

以上でございます。

○副議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと今2件というふうにお聞きしたんですが、その内容というのは、小さなことでも含めて連れていくということなんで、そう大きなことじゃなかったということよろしいかと思えます。

ちょっと、じゃあ2番に行きますね。その他の学校内での問題や行動について、学校からの報告内容と携帯電話持ち込みやいじめなど問題はなかったのかお聞きします。

○副議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 学校内での問題行動についてという質問でございますので、お答えいたします。

学校内における問題行動に対応するために、次のような取り組みを行っております。3点ございます。

1点目は、生徒指導推進計画に基づいた計画的な指導を行っております。学校全体の生徒指導推進計画を策定して、それに基づいた学年ごとの重点目標を設定した年間計画を策定して、その目標達成のために取り組んでおります。

それから2番目でございますが、校内巡回による暴力など問題行動の防止を行っております。昼休み等、教師が児童と遊ぶ中で児童の実態把握をしております。管理職による日常的な教室問題での児童の実態把握を行っております。

それから3点目でございます。学校生活アンケートやQUテストの実施を行っております。学校生活アンケートでは、いじめの早期発見、早期対応のため、毎月1回アンケート調査を実施しております。それから、QUテストを5月と11月に実施して、学級での児童の存在意識のデータをとっております。このQUテストというのは、学級の個人の様子とか、全体の児童の様子を知るテストでございます。

それから議員さんのほうから御質問がありました携帯電話等によるいじめ、1件あっております。そして保護者等も対応して解決はしております。

以上でございます。

○副議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） いじめが1件あったということなんで、いじめとか、なかなか表には見えにくい部分があるんで、そこはなかなか把握しにくいというのは十分わかりますが、ケアなど十分対策をとっていただきたいと思いますが。

学校施設や器物損壊にガラスを割るなどそういうケースはなかったのか、その場合に、全てに弁償など行わせているのか、ケース・バイ・ケースなのか、そのケース・バイ・ケースの場合は、その線引きは誰がどうやっていつ決めているのか、ちょっとお聞きします。

○副議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 基本的にはケース・バイ・ケースでございます。と申しますのは、故意に、故意といいましょうか、暴れていてやった場合、それから掃除の時間ですね、不可抗力でやった場合、そういうこともございます。そういった点をきちっと学校長が吟味いたしまして、また、例えば暴れていてやった場合は、数人おればそういったことで、人数で考えてやるとかですね、そういった対応はしております。

以上でございます。

○副議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） そうですか。まあケース・バイ・ケース、これもまたなかなか難

しいかと思うんですがね。即日決定で請求したり、そういうことがいろいろあるんかと思いますが、ちょっと次の質問に行きますね。

学校外での各種問題や行動について、教育委員会が把握する事案についてお聞きいたします。

○副議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 教育委員会が把握する学校外の事案についてでございますが、大きな事案はございません。学校外での問題や行動についての学校の取り組みについて、3点ございますが、述べてよろしいでしょうか。（「はい。」と呼ぶ者あり）はい。

登校指導について。まず1点目は登校指導についてでございますが、毎月1日と2日を原則的に登校指導日として、教職員が地域に立って交通及び挨拶指導を行い、子供たちの実態把握を行っております。年間に25回行っております。下校指導につきましては、毎月第3火曜日の児童下校に、PTAと協力して、地域に出て交通及び挨拶指導を行って、子供たちの実態把握を行っております。

3点目でございますが、地域住民や保護者からの児童の問題行動に対する連絡への対応でございます。管理職を中心に対応しております。現地に出かけ、現状の把握を行い、当該児童がいれば、その場で指導いたします。当該児童がいない場合は、後で事実確認をした後に指導を行っております。また必要に応じて、児童の保護者への指導も行います。その後、職員への周知も図っております。

以上でございます。

○副議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、大きな事案はなかったというふうにお聞きしているんですが、この大きなというのがどれぐらいのことを想定しているのかというのをちょっと若干わからないんですが、例えば万引き事件だとか、ライターを所持しているとか、子供だけの花火など、いろいろなことがあると思うんですが、そういうことに関しての実態は把握されているんでしょうか、お聞きします。

○議長（花畑 明君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 万引きにつきましては、校長のほうから、先週でございましょうか、連絡が1件ございました。

以上でございます。

○副議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと今、万引きが1件あったとお聞きしましたが、それ以外に今私は、ライター所持や子供だけの花火などについて、そういうことを知っていますかというふうにお聞きしたんですが。

例えば、町内には空き家も大変多いわけですね。そういうところで不審火などにつながるおそれもあるのではないかと。もちろん子供がしたという証拠なんかあるわけないんですが、そういったふうに子供がライターを所持しているという事例も多々私もお聞きしておりますので、その辺の実態を把握されているのか、何かそういうふうな取り組みをされているのか、ちょっとその辺をお聞きします。

○副議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） そういった、要するに問題行動につきましては、学校のほうが毎日の生活習慣で児童の実態を把握して、事があれば指導はしておりますし、校長のほうからあれば、私のほうに報告するようにしております。

以上でございます。

○副議長（若山 征洋君） 山本議員、3回目です。

○議員（2番 山本 定生君） はい、3回目です。今言われたように、学校内についてはある程度わかるかと思うんですが、私がお聞きしているのは学校外で、例えばロケット花火や爆竹、そういうのをされている子供たちも多々見受けられます。その辺について、教育委員会として何かするとか何かしているとか、何かそういうのはないのかというのをちょっとお聞きしているんですけど。

○副議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 教育委員会といたしましては、地域の方々とのコミュニケーションでしようか、それから補導員の方々とかそういった方との連携、それを重要視している、そういったことでございます。

以上でございます。

○副議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） そうですか。まず、そういうところは逐一把握してほしいなと思います。私もよく子供だけで花火する、子供時代に皆さんは大体経験されているからいいというふうに判断しかねないんですが、やはりこの不審火ですとかそういうものにつながるおそれも十二分にあるということを、いま一度確認、認識していただいて、取り組みをしていただきたいと思います。

続きまして、ちょっと2番のほうに移ります。教育委員会について、まずは教育委員会の制度について、根本をお聞きいたします。

○副議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 教育委員会の制度についての御質問ですが、お答えいたします。

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条及び地方自治法第180条の

5の規定により、都道府県及び市町村等に置かれる執行機関でございます。また教育委員会には、その権限に属する事務を処理するため事務局が置かれております。

教育委員会制度につきましては、首長からの独立した組織であり、複数の委員による合議により中立的な意思決定を行い、教育行政における基本方針、それから重要事項を決定し、その決定に基づいて事務局が事務を処理しております。

以上でございます。

○副議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今根本は、制度をあえてこの時期にまたお聞きさせていただいておるんですが、今説明の中で、合議制が大前提だと思うんですが、この合議を行わずに決定する事例などはあるんでしょうか。その際の決定は誰がどう行うのかお聞きいたします。

○副議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 議案として取り上げたものにつきましては、全て合議で行っております。

以上でございます。

○副議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 議案として取り上げた場合は合議であるということなんで、ということは、それ以外の場合は報告にすることだと思っております。この委員会を開催して報告する、報告にとどめるのかというのは、これはもう教育委員会の制度趣旨としてどうなのかなと若干思いますが、道義的責任的な意味でもどうなのか、この報告にするかどうかを決めるのは誰でしょうか、お聞きします。

○副議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 会を主催する、そしてその代表は教育委員長であります。委員長と教育長で合議しながら、その内容について検討して、報告事項、それから議案事項等に分けて行っております。

以上でございます。

○副議長（若山 征洋君） 山本議員。本件は……

○議員（2番 山本 定生君） 3回行ってますので次行きます。

○副議長（若山 征洋君） はい、次行って。

○議員（2番 山本 定生君） 2番目に移ります。責任の所在についてお聞きします。2人の長がおられるわけですが、その責務と責任内容についてお聞きいたします。

○副議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 責任の所在についてという御質問ですのでお答えいたします。

地方自治法の138条の2において、普通地方公共団体の執行機関は「自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。」と定められております。教育委員会については、地教法第23条において、教育委員会の職務権限が定められておりまして、同条に定められた事項について教育委員会が管理、執行することとあります。

また、同法26条には、事務の委任等について規定されておりまして、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任、または臨時に代理させることができますとされております。この規定に基づき、本町におきましては、吉富町教育委員会の事務委任等に関する規則を制定して、教育長に対する委任事項を第2条において定めているところでございます。

御質問の責任の所在というところを法令等に照らしてみますと、教育委員会自体がみずからの責任において事務を行うこととなりますので、その責任の所在は教育委員会ということになるかと思っております。ただし、その事務のうち、先ほど述べました教育長に委任された事項につきましては、最終的には教育長が意思決定を行うこととなりますので、その責任は教育長である、そのように考えております。

以上でございます。

○副議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今ずっとる教育委員会制度の中についての責任の所在の部分について、いろいろお聞きしました。説明を受けました。

例えば、教育委員会宛てに寄附があった場合、この際は誰の責任で誰の許可のもとで行うのか、その際の寄附採納通知書など公文書名は誰の名前で出すのかお聞きします。

○副議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 寄附があった場合は、採納願を出すのは委員長の名前で町長宛てに出します。最終決定は町でございましてそういった手続を踏んでおります。

以上でございます。

○副議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） それでは、ちょっと続いて3番目に行きたいと思えます。委員会の開催と時期や方法についてお聞きします。また臨時会の招集はいつ誰がどんな方法で決めているのかをあわせてお聞きいたします。

○副議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 議会の開催につきましては、時期といいたししょうか、基本的に月に1回行って、基本的でございます。そして、月末が大体多いようでございますが、その都度、皆さんの都合を聞きながら日程を調整しております。例えば、昨年度、25年度は定例会を11回

ほど行っております。24年につきましては12回行っておりますが、10回が定例会で2回が臨時会と、23年におきましては、12回定例会を行って1回の臨時会とか、そういったことで行っております。

それから、臨時会につきましては、その必要性につきまして、私と委員長、招集は委員長の権限でございますので、委員長の決裁を仰いで私のほうで教育委員の皆様方に日程と都合のいい日を決めて連絡しています。

以上でございます。

○副議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今議会の開催については、皆さんの都合などを聞きながら決めていくというふうにお聞きしました。町の議会の開催日などの日程なども、その中で考慮されているのでしょうか、どうなのか。その場合は誰がいつ、どんな時期にどんな方法で検討して計画しているのでしょうか、ちょっとお聞きします。

○副議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 基本的に県の教育長会議がございます、事務所で毎月1回。その報告を必ずするというので、その教育事務所での教育長会議が終わった後、日にちの都合のいい日を、皆様方の都合のいい日を決定しております。大体それも下旬が、事務所のほうも月の下旬のほうが多いようでございます。

以上でございます。

○副議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） それでは、またちょっと次に行きましようかね。4番目ですかね。教育は中立公正であることが極めて重要と思われませんが、政治との中立性について、教育長はどのようにお考えでしょうか、お聞きします。

○副議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） お答えいたします。政治との中立性についてという御質問でございますが、教育基本法第14条に、まず第1項で、良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならないと規定した上で、第2項で、法律に定める学校は、特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治教育、その他政治活動をしてはならないと定めておりまして、学校の教育活動が一堂一派の思想に偏ったものであってはならないことを明らかにしております。

また、この教育基本法に基づきまして、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法、これが定められておりまして、義務教育の政治的中立を確保しております。このため、教育行政を実施するに当たっては、中立公正であることが極めて重要であり、個

人的な判断、特定党派の影響から中立性を確保することが重要であろうかと思っております。

以上でございます。

○副議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、政治の中立性ということをする説明いただいたわけですが、平成24年10月の臨時会で教育委員再任の際に議会でいろいろ述べられて、教育長が約束をいろいろされました。それが十分、いや十二分に行われているのか、いたのか、みずからと現在の実態を見つめてどうお考えでしょうか、お聞かせください。

○副議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） そのとき皆様方の前で、私も教育長としての実施していく、基本的な方針等を述べさせていただきました。私なりに先ほど冒頭に述べましたみずからの執行機関ですね、教育委員会の執行機関はみずからの判断と責任において、誠実に管理し、及び執行する義務を負うと、こういうことを念頭に置いて、自分なりにやっているつもりでございます。

以上でございます。

○副議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、みずからのお考えをまた再度述べていただきましたので、この議会で答弁したとおりに進めていただきたいと思います。

それでは、3番目に移ります。教育行政について。教育行政と組織のかかわりと仕組みについて、ここのいる議員はもちろん、議会だよりを見た町民の皆さんがわかりやすいように説明してください。

○副議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 教育行政と組織についてという御質問です。法律上、この教育行政という明らかな定義はないわけでございます。が、一般的には国及び地方公共団体がその権限に応じて教育施策を実現する活動というふうに理解されているのではないかと思っております。その活動を行うための組織等に関する法律として、先ほど述べました地方教育行政の組織及び運営に関する法律、これが制定されているわけでございます。

この法律に従って、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編成、教育課程、るるですね、そういった事務、それから管理、こういったものを執行するのは教育委員会である、このように自治法180条の8でうたわれております。

したがいまして、いわゆる私たちが地方教育行政を行うための組織の一つとして教育委員会がある、そのように考えております。

以上でございます。

○副議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） そうですね、ちょっと今お聞きしましたが、やはり一般の方にはちょっとわかりづらいんですね、この教育行政というのは。

ちょっと例として、たとえとしてお聞きします。ここにいる田中課長、教務課ですね、田中課長、この場合ではどうなのか、どうこの教育行政、教育委員会と絡むのか、立場や役割と内容や上下関係について、一般的に誰が聞いてもわかるようにお聞かせください。

○副議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） お答えいたします。教育委員会の組織でございますが、教育委員が5名おります。そして、代表である教育委員長、それから3名の教育委員、そして私、教育長がおるわけでございます。そして、教育長は、その下に事務局があります。そして、私が事務局長として、その事務局のまたトップがおります田中課長、教務課ですね、そのように捉えていただければわかるのではないかなと、そのように思っております。

以上でございます。

○副議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今ちょっと田中課長の例を出して申しわけないんですけどね。例えば、じゃあ田中課長は、誰の指揮命令のもとで仕事をされるのか、ちょっとその辺をお聞かせください。

○副議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 事務局にかかる業務等の総括につきましては、私の管理下でやっておりますので、私、教育長でございます。

以上でございます。

○副議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） もう3問目ですのでね、またこれは次回に持っていきましょう。

2番、首長の権限と集中を防止することが前提である教育委員会制度が、行政との独立性について教育長にお聞きします。

○副議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 行政との独立性についてという御質問でございますが、教育委員会の首長からの独立性ということでお答えさせていただきたいと思えます。

先ほどの質問で、教育委員会の責任と所在のところでお答えさせていただきましたが、教育委員会は、法で定められた執行機関でありますので、首長からは独立した機関であり、あくまでみずからの判断と責任において事務を執行することになります。そして、その教育委員会の職務権限と首長の職務権限、これは地教法ですね、第23条、24条において明確に定められておりますので、その規定に従って事務を執行しております。

以上でございます。

○副議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、この権限、独立性という話をずっと説明していただいたわけですが、法律上、一般的にはそういうふうになっているんですが、各所管する、吉富町における各所管する事項に関しては、教育長の権限で行われているのか、行っているのか、教育長自身はどうお考えなのか、今までを振り返ってどうなのか、ちょっと教育長、あなたにお聞きします。

○副議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 先ほど述べましたが、教育長に委任される事項というのがございます。ここに23条に教育委員会の職務権限がありまして、その次に教育長は次の以下のものを除いたものを委任してやると、そういった教育長における職務権限につきましては、自分なりに責任を持ってやっているつもりでございます。

以上でございます。

○副議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今自分の責任のもとで行っているというふうにお聞きしたんですが、今までいろいろな事案に関して、いちいち誰かに相談をすとか、聞きに行くとか、そういうことは今までない自分で行われていたということでもよろしいでしょうかお聞きします。

○副議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 事務局長でございますので、いろんな教務課の職員にいろいろなことを聞いたりとか、それとかやはり委員長にも相談することはあります。ただ私に職務権限があるものにつきましては、最終的に私のほうで判断してやっていく、そのように捉えていただければと思っています。

○副議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） もう3番行きましたんで、ちょっと次行きますね。広く地域住民の意向を反映した教育行政を行うために、説明責任があるかと思われませんが、このことについて教育長はどういうお考えでしょうか、お聞きします。

○副議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 説明責任についてという御質問でございますが、地教法27条に、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等ということで規定されております。具体的には、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならないとされております。

以上でございます。

○副議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今点検及びその評価ですね、これを行って議会に報告ということになっておりますが、たしか以前にも、うちの議会で見たとあると思うんですが、ちょっと最近見た覚えがないので、これはいつごろ出る予定でしょうか、お聞きします。

○副議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 毎年9月ですね。9月、この議会の終わりにはしておりますが、毎年、吉富町教育委員会におきましては、3月に、年度末ですね、年度末に作成いたしまして、その報告書をこの9月の議会の折に総務文教委員会に提出するようしております。事務局を通して、総務文教委員長に提出しております。

以上でございます。

○副議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ああ、そうですか。申しわけないです。私は総務文教委員ではないので見てなかったんだと思いますね。ということは、後ほど事務局のほうから議員には提出されるということでしょうか。もらっても、もちろん配付されても構わないものですね、はい。

それでは、ちょっと次に行きます。4番、町と町長の教育行政へのかかわりについて教育長にお聞きします。同様に町長にもお聞きします。

○副議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 町と町長の教育行政のかかわりについてという御質問でございますから、先ほどからの御質問の回答で、教育委員会は、首長から独立した執行機関であるということをお答えさせていただきたいと思っております。

町と町長ということでございますが、町を代表するのは町長でありますので、町長の教育行政へのかかわりということでお答えさせていただきたいと思っております。

先ほどの御質問でもお答えしたとおり、地教法第24条で、地方公共団体の長の職務権限が定められているわけでございますが、同条の第3号から第5号が、本町においては主なものになるかと思っております。

具体的には、第3号は、教育財産を取得し、及び処分することでございます。それから、第4号は、教育委員会の所掌にかかる事項に関する契約を結ぶことでございます。第5号は、教育委員会の所掌にかかる事項に関する予算を執行すること、そういう部分において、町長は教育行政へかかわっていく、そのように考えております。

以上でございます。

○副議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 今、ただいま教育長がお答えをしたとおりでございます。

以上です。

○副議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） それでは、ちょっと質問の方法をちょっと変えてお聞きします。

今一般的なことを条例に基づいて説明をるる受けたわけですが、我が吉富町としてはどういう形態であるのか、これは個人的な見解で結構ですので、教育長は吉富町の場合はどういうふうですかというのをちょっと、まずお聞きします。あわせて町長にもお聞きします。

○副議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 先ほど第3号、4号、5号、述べましたが、こういった点について、委員会と教育行政ですね、町長はかかわっていると、そのように捉えていただいているのではないかと考えております。

以上でございます。

○副議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 先ほどから教育長が述べているとおりであります。個人的という判断はいたしておりません。

以上です。

○副議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ああ、そうですか。個人的にかかわらないという、ちょっと私がこの間聞いた話とまた若干変わってきたんですが。やはり町の代表であるのは町長でありますから、教育に関しては何らかの自分の思いだとか、こういう町にしたいとか、こういうのがあるんじゃないかと、そういうふうな意味で私はお聞きをしたんですが、町長が教育に対する何か情熱、思い、そういうものがあるのであればお答えください。

○副議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 一般に言われます教育行政に関してであります。先ほどから教育長が答弁した範囲内です。

以上です。

○副議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、町長にいろいろ御説明を願ったわけですが、教育に関することに自分の思いはないというふうにお聞きしましたので、そのようなことなんだとちょっと若干私も寂しい思いをしているんですが。

続いて4番目に行きます。

○副議長（若山 征洋君） ちょっと山本議員、待つて。

暫時休憩をいたします。再開は13時45分か。ちょっとすいません。

午後1時44分休憩

午後1時45分再開

○議長（花畑 明君） 失礼しました。それでは、休憩前に引き続き、再開をいたしたいと思
います。

山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 一番最初から始めるのかな、違うよね、途中からでいいよね。
2番、山本、ちょっと引き続き質問をいたします。

議員発議について、可決された議員発議をどのようにお考えでしょうか。まず町長のお考えを
お聞きします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○議員（2番 山本 定生君） いや、町長よ。総務課長、書いてないよ。町長のお考えをお聞き
します。

○議長（花畑 明君） 総務課長が事務的なことを先に……

○議員（2番 山本 定生君） 午前中聞いちょるき、時間が無駄よ。時間無駄。わかる。ありが
とうございます。わざわざありがとうございます。ちゃんと記憶しております。

○議長（花畑 明君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 午前中にも是石利彦議員さんから御質問がありましたが、議員発議に対
する考え方は、法律どおりに法律を尊重して考えております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 法律に基づいて尊重されるというふうにお聞きしたわけですが、
例えば、老人福祉センター改修工事は改修計画の図面すらいまだに見せてもらえず、説明すらな
い。こちらにはたしか附帯決議をつけておると思っています。このことについてはどのような形で尊
重されるのか、具体的に説明願います。

○議長（花畑 明君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 老人福祉センターの改築につきましては、今入札事務の最中でありま
す。そのような中で具体的な図面、あるいは内容を公表することはできないようになっており
ますので、議員の皆さんには申しわけありませんが、まだ説明は差し控えさせていただいており
ます。入札会が終われば、また皆さんにお示しはできようかというふうに思います。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） このように——はい、わかっています。議会の中でわざわざ一般質問をしないと、その後、どうしていくのかということさえ教えていただけない。午前中の質疑答弁では、今までに出た発議の回数を説明を受けましたが、自分で聞いてもそんなに発議出したかなとちょっとびっくりしているわけですが。その内容についても今まで具体的なことは何一つ、何か尊重されたような記憶はないんですが、その辺について、どのように尊重されたのか、ちょっと町長にお聞きします。

○議長（花畑 明君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 午前中に総務課長のほうが答弁をしました一番最後の部分であります、議員発議は議会及び議員の政策形成への関与の手段であります。議員発議は法的な強制力はありませんが、議決された議員発議については、首長はその趣旨に沿って施策を講じることを検討する必要があると考えておりますというふうになっております。私は、このとおりにさせていただいております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） これが吉富町の議会が出す発議に対する尊重の仕方ということが十分よくわかりました。質問も3回行っておりますので、次に、今回の一般質問はこれで終わりますが、最後に、教育は子供たちの健全な成長、発達のため、また結果が出るまでに時間がかかる、その結果の把握しにくい特性から、学習期間を通じて一貫した方針のもと安定的に行われることが大事である。その意味でも、教育長、あなたには中立性を守り、教育委員会の制度、教育行政の重要性を再度認識して進めていただきたいと切望して一般質問を終わります。

以上です。

.....

○議長（花畑 明君） 続いて、是石直哉議員。

○議員（1番 是石 直哉君） 1番、是石直哉。若者世代を代表しまして、未来のある質問をしていきます。

1、地域活性化、町内定住化促進施策についてですが、1番の①業者も住民も地域も元気にする住環境リフォーム促進事業と、要するに住宅リフォーム助成制度のことを今回は名前を変えて質問していきます。内容は一緒です。

2012年の全国調査時に比べて、実施自治体は、現在95もふえ、2013年度の結果ですけれども、全国628自治体にまでふえ続けました。ちなみに、我が福岡県では、60の自治体のうち、22自治体で実施されているわけでありまして。

同事業は、幅広い内容のリフォーム事業への助成を対象としており、我が町のような高齢者、障害者のみを対象としたバリアフリー改修や今議会に提案中の耐震改修のみを対象とした個別目的事業への助成は、含まれておりません。

そして、政府自身も、2014年度予算では、長期優良住宅リフォーム補助、補助率3分の1、上限は1戸につき100万円を実施しており、行政側がよく言われる、個人資産の形成に資するものに税金は使えないというような自治体のリフォーム助成に背を向けるわけには今では通用しなくなっているのではないのでしょうか。このことについてまずどう思われますか。答弁願います。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） それでは、お答えさせていただきます。

質問にあります住環境リフォーム促進事業、住宅リフォーム助成制度創設として質問をいただいております。

当案件につきましては、過去にも同様の御質問をいただいております、その際にもお答えしましたが、本町におきましては、福祉サービスとして、あんしん住宅リフォーム助成制度事業を既に実施しております、町内の利用援護、高齢者や障害のある方の住生活環境改善のために必要な住宅リフォームを行う際には、上限40万にて助成を行っているところであります。

また、低酸素社会、自然エネルギーの推進といった観点から、太陽光発電設備工事を設置した世帯に対しては、予算の範囲内で上限20万の助成を行っているところであります。

住宅リフォーム助成制度につきましては、町内中小業者を支援する一つの施策として認識しておりますが、その制度を活用し恩恵を受ける方は、住宅所有者に限定され、リフォーム資金の調達が可能で比較的資金に余裕のある富裕層の方々となることが想定され、また個人資産増大への公費投入は、公平性の問題もあり、また幅広く町内業者に還元されていくかどうか定かではございません。

また、住宅リフォーム助成制度では、その対象が町内の業者に工事を発注した場合に限られます。そのため、他の市町の旧知の業者にリフォームをお願いしたいが、そうすると助成が受けられないから、町内業者に注文するといったことが考えられます。

また、同様に他の市町がリフォーム助成制度を創設することで、もともと町内業者が、受注していた仕事が受注できなくなることが考えなければなりません。つまり極端な言い方をしますと、行政の力によって地縁、血縁や古くからのおつき合いのある業者が受注ができたはずの注文を横取りしたり、されたりすることになりかねません。

このような状態が続くと、他の市町業者との競争に勝つため、工書の質を向上させようという意欲や業者の企業努力、創意工夫が低下し、結果的に住民にとって不利益となる懸念も考えられます。

さきに申しあげましたとおり、今後も町民の安全・安心のため、担当部署それぞれで、高齢者、障害のある方や自然エネルギーの推進等の住宅リフォームに対して、重点的に支援を継続してまいりたいというふうを考えておりますので、現時点におきましては、住宅リフォーム助成制度の創設については、慎重にあるべきだというふうを考えております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（1番 是石 直哉君） 私は、あくまでも地域経済活性化、そして町内定住化促進施策についてに関して、この住宅リフォーム助成制度をしてくれとそう言っているわけであります。福祉も大事です。もちろんそれは存じ上げておりますが、このことによって、地域経済活性化、町内定住促進施策の観点から、町内業者が仕事がふえ、そして売上げが上がれば、それだけ我が町の税収もふえ、町が潤うと思います。

私は、町の代表の町会議員がおりますので、町のためになることならば、何でも質問をさせていただきます。どうでしょうか。その点についてもう一度答弁を願います。税収がふえると思いますか。どうでしょうか。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 住宅リフォーム制度が創設することによって、町内業者が仕事の受注の機会がふえるということは、当然税収がふえることにはなりますが、先ほど申しあげましたように、例えば他の市町で住宅リフォーム制度が創設されたときに、同様に町内業者が受注ができなくなると、そういったマイナス面も生じてきます。そういった観点から、住宅のリフォーム制度の導入については、慎重にあるべきではないかというふうに町としては考えております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（1番 是石 直哉君） そうですね、他のバランス等を考えるとそうかもしれませんが、同住宅リフォーム助成制度を実施した自治体を調べますと、そういったマイナスの結果というか、意見は本当に聞かれません。もうよいことばかりです。

例を挙げましょう。京都府与謝野町では、住環境向上と町内商工業者の活性化に資することを目的に、2009年から2011年度の3カ年にわたり、住宅新築改修など補助金交付制度、要は住宅リフォーム助成制度を実施しました。当町の場合は、新築改修工事費用の15%、上限20万円を助成するもので、3年間で計2億6,400万円を補助金として交付し、その結果、約40億円の工事が行われました。利用した住民からは喜びの声が多数上がっています。町内業者に仕事が回り、業者を利用した住民らも彼らに対して役に立ったと喜んでおります。同制度は、まさに地域循環型システムであり、今後もぜひ続けてほしいという声が多数です。業者が近所な

のでアフターケアも万全で、当初予定していた工事よりも大幅にふえて工事費が倍増した。また家を改築すると、それだけにとどまらず、インテリアや家具、小物など知らず知らずに買いそろえて快適な住まいになりましたと、このような声が上がっております。

経済波及効果は抜群です。アンケートによりますが、補助金が出るから実施したとの回答が689件中の241件、約35%もあり好評価を得ております。また商工業者へのアンケートでは、子供が都会から戻り、世帯を持つための改築工事、あるいは下水道の整備など、定住化促進にも役に立っているとのこと。この厳しい経済状況の中、コンスタントに仕事が回り、大変役に立っているとの回答が多数。また会社によっては、従業員をふやしたとの回答もありました。雇用の面でも役に立ち喜ばれているようです。

同京都府の与謝野町では、この制度の経済波及効果を京都大学の研究グループに委託をいたしました。それによると、投入した補助金の23.84倍に上る経済波及効果があったと試算されています。2億6,000万円の補助金投資に対し、約40億円の直接消費、工事費が行われ、その生産波及効果は何と63億400万円に及んだとの試算が出ています。町内商工業の活性化に資するという制度の目的を果たすものであったことを実証する結果が得られたと結論づけておられます。このことについて何か答弁がありますか。どう思いますか。いま一度答弁を願います。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 住宅リフォーム制度導入に際して、まず恩恵を受けるのが住宅関連の業者であると思います。町内には住宅関連以外の業者の方もいらっしゃいます。ですから、そういった制度を導入することによって、その恩恵を受けるのが特定の業者になることも考えられます。町がするとなれば、町内の中小の業者全てが恩恵を受けるような制度でなければならないというふうに考えておりますことから、先ほども申しましたように、今現在は、慎重に導入を検討するべきやないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（1番 是石 直哉君） 全ての人が恩恵を受けるような施策というのはなかなかないのではないでしょうか。結果的に見れば、全町民に行き渡ると——この恩恵は税収がふえたりして恩恵は受け渡るんじゃないかと私は考えまして、2番の問題にいきます。

2番、耐震化補助制度の要綱創設ですが、今議会で一般会計補正で、県の補助ですが、木造戸建て住宅耐震改修補助金として90万円計上されています。30万円上限の3件ということで、6月の一般質問で同様の私は質問をしましたが、このことが予算にあらわれて非常にうれしく思っているところですが、耐震診断の結果、木造戸建て住宅の耐震改修工事に対しての助成であって、この制度は、耐震診断には補助が出ないんでしょうか。ちょっとお聞きします。

○議長（花畑 明君） 是石議員、質問の趣旨とね、何というんかな。ちょっと。是石議員。

○議員（1番 是石 直哉君） 済みません。耐震改修補助制度の要綱創設ということで、要綱もつくってもう実際計上されておりますので、ちょっと踏み込んだ質問をしたんですが、答えられなければ結構ですが、どうなんでしょう。この制度は耐震には、それは耐震診断には使われるのかどうか、そこがちょっと知りたかったもので。無理ならいいです。要綱はもうできましたね。はい。

○議長（花畑 明君） ですから、先ほどからお話をしているとおり、質問事項を上げられていますよね。これに対する答弁はできます。総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 要綱の創設についてお答えします。

予算審議でもお示ししたとおり、本9月議会で、吉富町の木造戸建て住宅の耐震改修補助金を予算計上させていただいておりまして、同時に補助金交付要綱を制定する見込みでございます。

さきの9月11日の本会議でも申しましたので重複すると思えますけれども、本事業、本補助金の対象となる住宅につきましては、昭和56年5月31日以前に建築または工事着工した住宅で、耐震改修に要するものでございます。

特に今回3件という数字を上げているんですけれども、これも本会議のほうで説明したんですけれども、一番多かった市で1年間に12件、少ないところは0件というところも多くありまして、平均すると1ないし2件である関係で、本町としましては3件という件数を上げております。

この補助金の期間につきましては、平成26年10月1日から平成28年3月31日までと設定されています。これは、県の補助終了にあわせた設定でございます。

現時点で、県内全市町村が取り組んでいるわけではありませんけれども、県内のほかの市町村で受けられる制度を本町にお住まいの方にも利用していただけるように、また震災に強いまちづくりの取り組みの一環として、平成27年度までの期限つきではありますけれども、本事業の取り組み、耐震化に取り組んでまいりたいというふうに考えておりまして、広報、あるいはホームページで本事業を周知しまして、耐震化の促進につなげていければというふうに思っております。

今後、県の耐震診断アドバイザー制度の活用状況や利用件数など、実態に応じまして、県の補助金がなくなった後も、耐震改修工事に係ります費用の一部を助成する本事業を継続するかいなかを見極めてまいりたいと思いますので、議員さん御質問の件につきましても、その時点で考えていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（1番 是石 直哉君） 今、課長から説明がありました。利用状況が少ないと。大野城市ですか、12件と、それはもう聞いていますが、なぜ少ないかという、補助金の額とか、その

要綱の中のちょっと使い勝手が悪いような気がします。

私、6月でも取り上げましたが、もう一回ちょっと質問させてください。

視察に行った大阪府茨木市では、対象が昭和56年5月31日以前なんですけど、木造住宅の場合ですと、耐震費用の10分の9、これは耐震診断の補助ですけども、限度額が4万5,000円が助成されていて、耐震診断をしないと、次の耐震改修工事には容易には取りかかれないという問題もあります。行政が積極的にバックアップすることで、今回の県の補助金も生きていくのではないかと私は思うんですよ。

それで、大阪府の場合は、最大で70万円までを助成とあります。いま一つは、せっかくの施策ですから、より利便性のよいものに変えていく必要があると私は思います。町独自のあと一押しが必要ではないかと、この施策が広がることによって地域住民の、先ほど課長もおっしゃいました防災意識も高まって、またいざというときに結果として災害も抑えられ、行政の負担も少なくて済むのではないのでしょうか。せっかくよい施策がありますので、今後前向きに検討していただくことはできるのでしょうか。答弁願えますか。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 前向きに検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（1番 是石 直哉君） ありがとうございます。

じゃあ3番にいきます。空き家対策として条例などの制定を求めますとあります。午前中に同僚の議員が似たような質問をしましたが、再度質問していきます。

インターネットによると、2014年7月、全国の空き家は820万戸とあり、総住宅数の占める割合が13.5%と、このことは先ほど課長もおっしゃいました。過去最高を更新しています。

社会問題化しつつあるこの空き家問題にどう対処すべきか。あるコンサルタントの話によりますと、日本全体で、2040年、今から26年後ですが、このままいけば36%~40%が空き家になると想定されています。自治体としてこのことについて今後どう考えていくのか。

また、町内の空き家についての件数は、先ほどおっしゃいましたが、これは危険だというような、そのような管理されていない空き家の件数などは、把握されていますか。答弁できればお願いします。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 質問にありますのは、町内定住化促進施策ということでの空き家というふうに聞いておりますので。まず空き家の中でも、もう古くて活用できないものと、あ

とまだ十分住めるということで定住化に促進ができる空き家等があるかと思えます。私の企画財政課の答弁といたしましては、空き家の中でも、町内定住化の促進への活用ができる場合についてのお答えをしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

この質問につきましても、これまでも答弁をいたしております。その際に、いつも平成22年12月に実施しました空き家調査で把握した、空き家と思われる家屋のうち、所有者本人の住所が把握できた物件について、さらに空き家の利用意向の調査をしております。その結果について答弁では、答弁ちゅうか一般質問の回答としていつも触れているわけでございます。

その中なんです、空き家は、あくまでも個人の財産であり、所有者の皆さんはいろんなお考えをお持ちであること、売却や賃貸の意向をお持ちの方が意外と少ないこと、それとあと、売却や賃貸をお考えの方は、もう既に不動産会社を通じて広告なりを表示しているような状況があることから、通常空き家バンクというんですが、空き家バンク等の実施は行わず、町全体の住宅施策の一部として、本町の空き家対策について、定住促進、人口増加の一助として活用するためにこういった方策がいいのかということについて、今後も検討していきたいとそういうふうにご考えておりますという答弁をさせていただいております。

本町におきましても、おっしゃるように、今後空き家の数はますます増加すると思えます。郊外に新しい住宅地が形成される一方で、昔ながらの村中の住宅地に空き家がふえて空洞化するというような現象が懸念されるところでございます。そこで村中の空洞化を防ぐためにも、現在進めております村中へのアクセス道路施策とあわせまして、空き家を活用した地域の活性化や定住化促進につながる施策が重要であると感じておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（1番 是石 直哉君） そのような空き家に対しての施策は重要だと考えておられると、そのとおりだと思いますが、防災上の問題が近年言われているんじゃないでしょうか。確かに個人の資産ですが、いざ例えば南海トラフ大地震によって被害が出たと、そうしたときに倒壊の危険などもあります。倒壊した場合は、周辺にもたらす影響は甚大ではなからうかと、通りかかった人に危害を加えるかもしれません。またそうでなくても、先ほど誰かおっしゃいましたが、瓦や外壁が落下する危険性や防犯上の問題ももちろんあります。空き家の敷地内のごみが不法投棄されたり、または放火の対象にもなり得ると、犯罪者も出入りするケースもまた考えられるんじゃないでしょうか。

全国各地では、空き家の適正管理に関する条例の施行が近年ふえ続け、合計138自治体にまで上るそうです。例えば空き家——建物を解体する場合、町が上限を決めて助成したり、あるいは先ほどの住宅リフォーム助成制度を適用してもよいと思えますが、町が空き家バンクを設けて、

先ほど課長もおっしゃいましたが、若者世帯に安く提供するなど、できることはいろいろあると思われま

す。我が町の場合、地域活性化や若者の定住化促進の面から考えてみてもよいのではないのでしょうか。予算がかかるのをためらうならば、例えば危険な空き家があると実態調査を行い、指導勧告できるようにして、従わない場合には、例えば所有者名を公表したり、最終的には警察などと協議して必要な措置を要請すると、そういうことでもよいのではないのでしょうか。行政のリーダーシップが期待される案件だと思います。

どうでしょうかということですが、今さっき前向きに検討するみたいな感じをおっしゃいましたので、国の措置、法案を待つだけではなくて、空き家に対してはできることを積極的に対処すべきだと申し上げて、次の問題に行きます。

4番、少子高齢化の進む村中の防災道路計画について、今後の展望をお聞きします。

ことしの行政懇談会で、この村中狭隘道路ですか、拡幅の話は町長は各自治会で話をされたと思いますけれども、それぞれの自治会や住民の方の反応はどうであったのか、また反対意見などは出なかったのかをお聞きします。答弁願います。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 質問では、少子化による村中防災道路計画について、今後の展望ということですので、その点でまずお答えさせていただきます。

まず、少子高齢化対策としての道路計画を考えたときに、大きく2つの施策が考えられます。まず1つ目は、人口増対策として、町外からの人口流入のための新興住宅地開発を促進させられるような道路づくり、また2つ目は、少子高齢化対策として、集落内で二世帯・三世帯が生活できるような安心・安全な道路づくりだと考えております。

集落内道路のほとんどが狭小であることから、集落外へ土地を求める傾向にあり、その結果、空き地や空き家がふえ、今後さらに集落内人口の空洞化が進行していくのではないかと危惧しているところであります。

若い世代が親と同居や敷地内への住宅建設を促進するためにも、町内集落の狭小な道路の拡幅事業を行い、防災・減災をあわせもった安心・安全な道路づくりを主眼として、村中道路の拡幅事業を積極的に取り組んでいるところであります。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（1番 是石 直哉君） その行政懇談会の際の反応とかは、今聞かれませんか。どういう問題点があったとか、そういうことをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 質問通告にございませんのが——今現在、数集落において、道路拡幅について今現在進めております。その集落については積極的に進めてほしいという声が大半でございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員も、先ほどから逸脱、質問事項に沿ってお願いしたいなと思っております。是石議員。

○議員（1番 是石 直哉君） 村中の防災道路計画についてで一遍に聞いてほしかったんですけど、まあいいでしょう。

道路を新しく拡幅したはいいが、その後、誰も住わなくなれば、元も子もないと思います。そこで防災のみに特化せず、下水道などのインフラ整備の促進や補助、古くなった家屋の解体や改修工事の助成がどうしても必要になってくると思います。

長く住み続けられれば、同居や同じ敷地内に何世代も住み続けられ、年老いた両親の面倒を世話をしたり、また小さな子供がいれば、高齢者も生活に張りが出て元気になり、働き盛りの両親にかわって子守をしたり、子供たちにとっても高齢者と触れ合うことで情操教育やしつけができて、思いやりのある子に育ち、結果的には多くの税金を投入しなくても、行政の負担も少なく済むと、それぞれが自立した生活を営むようになると思いますが、防災道路計画の全町的な見通しが立ったときには、何らかの魅力ある活性化施策も必要だと思います。その点については、今後の展望としてどうでしょうか。

○議長（花畑 明君） 町長、いいですか。町長。

○町長（今富壽一郎君） 是石議員の御質問の思いは、本町の村中を整備することによって、その集落が活性化する、そしてまた若い人が住めるような地域づくりをというふうの核として道路整備をということだろうと思います。私どもも同じような考えのもとに、そういう整備をしていきたいというふうに思っております。

行政懇談会の折に、いろんな地区を例にとってお話をするわけですが、村中の道が狭いために、空き地、空き家がふえていくという状況は、町内の皆さん方も危惧をされている状況にあります。ぜひ皆さんと一緒に解決をし、子供から高齢者までが、同じ地域でコミュニティーがつけられるようなまちづくりをやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 5番に入ってください。（「はい、5番に入ります」と呼ぶ者あり）是石議員。

○議員（1番 是石 直哉君） 5番。吉富駅及び周辺地域の今後の活用方法について、午前中も同僚議員が質問をしましたが、改めて町としての考えをお聞きします。

どのような方向性が望ましいのか、またどのようにお考えかをお聞きしますが、答弁願います。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 質問の通告は、周辺地域の今後の活用方法ということですので、それについてお答えさせていただきます。

○議長（花畑 明君） 結構です。それで。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 現在まで、駅周辺の活用につきましては、町制70周年記念事業として、春まつりの開催、今年度は、駅前周辺整備が完了後、初めての試みとして、7月13日に商工会が駅前フェスタを開催いたしました。町としましても、駅前活用の第一弾として開催していただいたこと大変感謝しているところであります。

今後も、町の中心的な場所にある吉富駅、並びに周辺地域の積極的な活用は必要であると認識しておりますが、駅前周辺整備完了後、有料駐車場や駐輪場等は常に満車状態にあり、JR利用者の利便性も考慮しなければなりません。駅周辺の活性化のためには、商工会主催の駅前フェスタ等の継続的な開催をお願いするとともに、春まつり等の開催には、フォーユー会館周辺とあわせて、駅前でイベント会場の一部として利用することなどを検討する必要があると考えております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（1番 是石 直哉君） 今、周辺のことをおっしゃいましたが、駅舎について質問します。

駅舎は、御存じのとおり、町の持ち物ですが、そこで特産品や生鮮食品など、物品販売をするスペースを設けることはできないでしょうか。

以前も質問しましたが、駅周辺や、それより北側の我が町の地区には、食料品や雑貨などを扱う店がほとんどなく、この地域は、北部地域は高齢化がさらに進みつつあるように思います。

町内にも、商店、スーパーや、例えばJAのふれあい市などがありますが、いずれも町の中央から南側に集中しています。自家用車のない方、自転車にすら乗れない高齢者にとっては、大変不便な思いをされているように思います。

北部地域に住む方々も駅までなら何とか足を運ぶことができるのではないのでしょうか。あるいは町内循環バスをもっと利便性のよいものにしてもいいと思いますが、また駅の活用方法次第では、町の玄関口でもありますので、吉富町のセールスポイントにもなると——活用次第では十分なり得ると私は思っています。

行政の積極的なバックアップがいま一つ欲しいところですが、朝、同僚議員の質問で商工会から利用計画を出せば、物品の販売も可能ということをお伺いしましたが、それでよろしいでしょうか。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） そのとおりでございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（1番 是石 直哉君） 何か規約か何かあるんでしょうか。それを変える必要があるのかどうかをお聞きしますが。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まだ今現在、具体的な話はございません。ですから、その話が出たときにまた検討させていただきます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 3回を過ぎています。是石議員。

○議員（1番 是石 直哉君） 具体例というか、活用方法ですけど、私はちょっと商工会に入っていて、今月7日に商工会の有志会で作る食のまちおこし委員会の皆さんと一緒に、福岡県の田川郡の赤村というところに行ってきました。

赤村特産物センター——このセンターは、結構メディアにも取り上げられて、御存じの方も多いかもしれません。JAたがわ理事で、同センターの運営協議会会長の中原弘子さんという方がいます。83歳の高齢者ですが、この方は、53歳から、それまで教師をしていましたが、何か地元のために役に立ちたいということで、このセンターをつくったわけであります。

そこでは、赤村で生産された新鮮野菜や米や花や多数の農産加工物、手芸品まで、「新鮮、うまい、安い」を合言葉に、季節の野菜や果物をはじめ、村の手づくりの品々が、所狭しと並べられて、加工センターも併設されています。平日で200名、土日で700名程度の来客があるそうですが、この始まりは、ここのすばらしいところは、もともと市場には出せずに捨てていた農産物なんかを集めて加工して、素材をつくったり食堂を営んでいるところで、そこで働く人たちも、平均年齢が68歳という高齢な女性が40名ほど、元気に働いていらっしゃるということです。

中原先生は、AKB48を守ってAKB68とおっしゃっていました。これは68歳が平均年齢ということですが、女性の経済的自立や地域における女性の地域向上、高齢者雇用、村おこし事業として地域の振興を図り、高齢者の生きがい対策や赤村地域づくりを推進すること、これを赤村特産物センターの設立目的としています。

赤村は、人口は3,500人で、山合いの農村で、大きな企業もなくモチ米が唯一の特産品だそうですが、多種多様にわたり野菜が農産物が収穫できてあります。

我が町も、山合いではありませんが、さらには漁港などもありまして、民間のこじんまりとし

た飲食店程度の飲食店もありますし、何というんでしょう、私が言いたいのは、まず最初にそのような場所、箱物というか、施設をつくれぬかということなんですが、そこも赤村の特産物センターも、最初は行政にかけ合っても見向きもされなかったらしいですが、しつこく交渉していくうちに、町が出資するようになったとそのようなおっしゃっています。そのようなことは考えていないでしょうか、ちょっと聞きたいんですが、どうでしょう。検討されては。

○議長（花畑 明君） 今、6番目ですよ。

○議員（1番 是石 直哉君） ああ、そうか。済みません。質問を間違えました。それで、そういうことの思いを意見として……。

○議長（花畑 明君） いや、まだ指名していませんので。是石議員。

○議員（1番 是石 直哉君） 済みません。私の意見として思いをちょっと。

○議長（花畑 明君） いや、思いは、ここは質問・質疑ですからね。一般質問です。

○議員（1番 是石 直哉君） 意見はおっしゃっていましたよ。意見はいいでしょう。

6番、若者、子育て世帯への定住化に向けた支援施策、さらなる施策を今何か考えています。どうでしょう。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

さらなる施策ということでございますと、今現在、これまで申し上げました定住化促進奨励金交付金事業をはじめ、いろいろ中学生までの子供の医療費の助成、第3子以降の保育料の無料化、それから町営住宅の建てかえ事業とか、下水道事業とか、企業立地促進事業、英会話ふれあい事業等々こういった事業を着々と進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（1番 是石 直哉君） それらの事業によって、どのぐらいの人口がふえたのか、わかりますか。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 大変申しわけございませんが、人口は微減となっております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） いや、だから声を出してください。（「はい」と呼ぶ者あり）是石議員。

○議員（1番 是石 直哉君） そうですね、結果がわからないと、また次にはいかないと思うので、一度統計をとるなり何なりして、具体的な数字を出していただければと思います。

もう次にいきましょう。町内商工業者活性化施策について。

店舗リフォーム助成制度などの制定を求めますとありますが、地域振興施策の新たな展開とし

た商店リニューアル助成制度なるものが、全国で広がりを見せつつあるんですよ。町は、地元の商店や商工業者について、どのようにお考えなのかということを知りたいんですが、まず制度の制定を求めます。答弁願います。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えさせていただきます。

御存じと思いますが、町では、自社経営の刷新に積極的に取り組む事業所を支援し、町産業の浮揚を図る商業振興策として、吉富町中小企業経営革新支援制度がございます。

この制度は、経営革新計画を策定し、知事の承認を得た事業所に対し、計画の遂行に対する設備投資資金及び運転資金の2分の1、上限20万円を助成するものであります。熱意のある事業所の取り組みを町と商工会がバックアップするものであります。

また、商工会では、設備投資をはじめ、経営に必要な資金につきましては、国や県の制度融資を会員に紹介していると聞いております。

以上のことから、住宅リフォーム制度同様に助成や融資等の恩恵を受ける対象者が限定され、また事業資産への補助となることから、現時点におきましては、実施に向けて検討する段階ではございません。まずは、町や国・県の助成、融資制度等の活用によって商工業者の活性化に結びつけていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（1番 是石 直哉君） 経営革新事業は存じ上げておりますが、なかなかハードルも高く、この事業を恩恵を受けられる企業というのは少数に限られるものではないかと。自治体レベルでさらに敷居を低くして、地域の実情と特性を踏まえた政策立案を実行すべきときだと私は思っています。

小さくとも、商店などが町から消えていくことは、決して今後プラスにはなりませんし、この商店・店舗リフォーム助成制度は、店舗の老朽化を何とかしたい、次世代まで残したい、もう少し頑張りたいという多くの商店の願いに応えるものです。

先進の自治体の例がありますが、人口規模の近いところでは、北海道の訓子府町で、既存店舗リフォーム事業が今年度400万円を予算計上されています。当然、町内業者が行う改修工事に対して助成するもので、地域経済循環の目的があり、かなりの効果が期待できるのではないのでしょうか。今後検討する余地はないのでしょうか。答弁願います。

○議長（花畑 明君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 先ほど申しましたように、現在のところ、今現在ある制度を活用していただくことを考えております。ですから、新たな制度ということにつきましては、現在

のところは考えておりません。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（1番 是石 直哉君） そうですね、今、昨今は大変不況でありまして、アベノミクスの効果は、少なくとも私の周りでは全く見られていません。原料、原材料の値上げ、消費税率引き上げによる庶民の買い控えなど、現実には本当に厳しいものになっています。そんなときこそ、行政の地方自治体の出番ではないでしょうか。長い目で見れば、町の税収アップにもつながり、これも立派な地域活性化施策になり得るものと確信をして質問しましたが。

続いて、次の質問に移ります。2番、スクールカウンセラー制度について質問をしていきます。

最近の小・中学校、高校生による凶悪な犯罪などを見て、この同、スクールカウンセラー制度の充実、必要性が、大変重要な役割を果たすようになったとこのように思っています。

ことしの夏、長崎県佐世保市で、女子高生が同級生を自室で殺害するという非常にショッキングな事件が起きたことは、記憶に新しいところですが、この加害者の女子生徒は、小学校のころから同級生の給食に毒物を混入するなど、異常な行動が確認されています。ふだん、真面目そうに過ごしていても、その子の心の中までは、私たち大人や先生方には容易に知ることができません。家庭環境、家族との関係などをどこまで生徒、児童たちに踏み込まれるのか、理解できるのかということに、関心が高まるどころです。

本町の場合、保護者や家庭環境、成育歴まできちんと把握することができるのか、子供たちがカウンセリングを受けること、受けたことについて、きちんと保護者同士と話し合われているのか、このことが気になって質問します。答弁願います。

○議長（花畑 明君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） お答えいたします。

いじめの深刻化、それから不登校児童・生徒の増加、そういった児童・生徒の心の問題が生じていることを背景といたしまして、学校におけるカウンセリングの機能の充実を図るために、文科省は、平成7年度から心の専門家として臨床心理士など、スクールカウンセラーを配置してきました。

スクールカウンセラーは、御存じのように、児童・生徒が抱える問題に、学校ではカバーしがたい多くの役割を担っております。そして教育相談を円滑に進めるための潤滑油の役割を果たしています。その相談内容は、不登校、いじめ、友人関係、親子関係、学習関係等、多岐にわたっているわけでございます。

スクールカウンセラーの配置につきましては、都道府県によって大きな差がございますが、京築管内におきましては、全ての中学校に配置されております。また小学校におきましては、5つ

の小学校に県の事業として、心のレスキュー隊、これを配置しております。

心のレスキュー隊と申しますのは、原則としてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、小学校におけるいじめなど、子供自身と子供を取り巻く環境（家庭・社会）、そういった環境との関係性を改善、支援するための活動を行うものでございます。

本年度、吉富小学校におきましては、毎週木曜日の午前中、4時間でございますが、この心のレスキュー隊の方に来ていただき、必要に応じて教育相談を行っております。

また、町雇用の子供発達支援専門員である臨床心理士の村上ゆき先生にも来ていただいて、課題のある児童や保護者及び教師とのカウンセリングを行うなど、スクールカウンセラーとしての役目も果たしてもらっております。

今後につきましては、先ほど議員さんも述べられましたが、少年非行等の低年齢化、それから児童虐待等の深刻化等を踏まえまして、小学校へのスクールカウンセラー等の配置が一層重要になると思っているところでございます。このことは、中学校において増加する問題行動等の未然防止といった観点から、大切なことであると考えております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（1番 是石 直哉君） 現状は、どの程度の相談があっているのかということをお聞きしますが、わかりますか。

○議長（花畑 明君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 先ほど申しました心のレスキュー隊、スクールソーシャルワーカーでございますが、この方は、先ほども申し上げましたが、家庭環境、そういったものの改善に向けてやっているわけでございます。だから非常に厳しい状態の子供に対してやっているわけでございます。これが、昨年3件ございました。

それから、スクールカウンセラーとしていただいております村上ゆき先生におきましては、昨年度は、授業参観を22回していただいております。保護者、児童、教職員の相談につきましては、37件、昨年ですね。していただいております。本年度につきましても、もう既に16回ほど学校に来ていただいて、相談等をしていただいております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（1番 是石 直哉君） 今回の佐世保の事件、ちょっとこれはまれな事件なんですけど、四十九日が過ぎたということで、被害者の遺族が改めて事件への考えを聞かれて、「原因やいきさつについては詳しく知らされていませんが、防げたのではないかと思います」と答えていました。

何か重大な問題行動を起こした場合には、命の大切さを教える立場の学校には、ぜひ警察や児童相談所など、スクールカウンセラーもそうですが、通報し、専門家と協力して事件の発生を未然に防ぐよう望みます。また、私たち保護者も、いま一度我が子の子育てについて考えるよいきっかけになればと思ひまして、質問しました。

時間が来ましたので、ちょっと長くなりましたのでこれで、今後長くなりますので、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（花畑 明君） これにて一般質問を終わります。

○議長（花畑 明君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

なお、途中、議長席を離席いたしましたことをおわびを申し上げます。長時間お疲れさまでした。

午後 2 時 38 分散会
